

平成28年度集団指導資料 【全サービス共通編】

平成29年2月

岡山県保健福祉部長寿社会課

目次

	ページ
1 介護保険法等の改正について	1
(1) 介護保険制度の見直しに関する意見（概要）	
(2) 介護職員処遇改善加算	
(3) 外国人技能実習制度への介護職種の追加等について	
2 介護保険法等に基づく設備及び運営等の基準を定める条例	2 0
3 介護サービス事業所・施設の指定（許可）更新手続	2 3
※ 平成30年3月31日に指定の有効期限満了日を迎える介護予防サービス事業所は、更新手続に注意してください。	
4 介護保険事業者に対する指導監督等	2 6
(1) 指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査等	
(2) 業務管理体制の整備及び介護保険事業者の法令遵守	
(3) 行政処分案件	
(4) 会計検査院「平成27年度決算検査報告」における不適切に支払われた介護給付費の概要	
5 虐待防止・高齢者の権利擁護	3 8
※ 平成27年度において、県内の施設で虐待と認定した件数は過去最高となっています。施設全体で、虐待防止についての取組をお願いします。	
6 利用者の安全確保（防災、防犯）対策について	5 4
※ 利用者の安全確保（防災、防犯）の取組について、点検をお願いします。 また、防災、防犯に非常災害対策計画の策定及び非難訓練の実施状況について調査を行っています（一部サービスを除く）。	
7 介護サービス情報の公表制度	7 2
8 介護保険施設・事業所における事故等発生時の対応に係る指針	7 6
9 介護職員等による喀痰吸引等の実施	7 9
10 医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈	8 3
※ 広島県の老人福祉施設の介護職員が、研修を受講するなどの要件を満たさずに痰吸引を行ったり、医師や看護師しかできない医療行為を行っていたとの報道がありました。	
11 ストーマ装具の交換	8 6
12 感染症等の予防対策	8 9
13 従業者の資格の確認等	1 2 7
(1) 医師及び歯科医師の資格確認	
(2) 介護支援専門員の資格管理	
14 特定個人情報（マイナンバー）の取扱い	1 3 6
15 介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除等の取扱い	1 4 7
16 特定地域加算及び中山間地域等小規模事業所加算対象地域一覧表	1 5 8
17 建築物関連法令協議記録報告	1 6 1
18 建築基準法における定期報告制度	1 6 6
※ 対象施設が増え、新たに一定規模以上の入居施設が対象になります。	
19 生活保護法による指定介護機関の指定	1 6 9
20 障害者差別解消法	1 7 2
21 労働法規の遵守	1 7 4
22 認知症介護研修の研修体系	1 9 4
22 疑義照会等	1 9 5

地域包括ケアシステムの深化・推進

1. 自立支援・介護予防に向けた取り組みの推進

(1) 保険者等による地域分析と対応

- 【データに基づく課題分析と対応】
 - 各保険者が地域の実態を把握・課題を分析
 - 介護保険事業計画に、目標・取組内容等を記載
 - リハ職との連携等による自立支援・介護予防施策の推進
- 【適切な指標による実績評価】
 - 要介護状態の維持・改善度合い、地域ケア会議の開催状況等の適切な指標に従い、実績を評価
- 【インセンティブ】
 - 評価結果の公表、財政的インセンティブの付与の検討

【国や都道府県による支援】

- 各都道府県・市町村の地域分析に資するデータの提供(国)
- 研修や医療職派遣に関する調整等(都道府県)

2. 医療・介護の連携の推進等

- 医療介護連携の実態把握、課題の検討、課題に応じた施策立案に至る方法を国が具体化し、市町村にその実施を求める
- 介護保険事業支援計画に、在宅医療・介護連携推進事業に対する医療部局との連携を含め、より実効的な市町村支援を盛り込むなど、都道府県の介護部局及び医療部局の双方が市町村支援に取り組むこととする

3. 地域包括ケアシステムの深化・推進のための基盤整備等

(1) 地域共生社会の実現の推進

- 共生型サービスを位置付け
- 相談支援専門員とケアマネジャーの連携の推進

(2) 介護人材の確保（生産性向上・業務効率化等）

- ロボット・ICTに係る介護報酬や人員・設備基準の見直し等
- 提出書類等の見直しや簡素化

(3) サービス供給への保険者の関与

- 市町村協議制の対象拡大(ショートステイ)、地域密着型通所介護の指定拒否の仕組の導入、居宅サービス指定への市町村関与の強化

(4) 安心して暮らすための環境の整備

- 有料老人ホームについて、前払金の保全措置の対象拡大等の入居者保護のための施策の強化等

介護保険制度の持続可能性の確保

1. 利用者負担のあり方

- 能力に応じた負担への見直しについては、概ね一致
- 様々な意見があったが、現役並所得者3割負担、高額介護サービス費の一般区分の引き上げに賛同ないしは容認する意見が多かった
- ※一般区分:介護37,200円、医療44,400円
- ケアマネジメントのあり方と利用者負担の導入について引き続き検討

2. 給付のあり方

(1) 軽度者への支援のあり方

- 各種給付の総合事業への移行については、介護予防訪問介護等の移行の状況等の把握・検証を行った上で、検討
- 生活援助を中心にサービス提供を行う場合の人員基準の見直し等について検討(介護報酬改定時に検討)

(2) 福祉用具・住宅改修

【福祉用具】

- 全ての福祉用具貸与の全国平均貸与価格を公表
- 福祉用具専門相談員に、貸与しようとする商品の全国平均貸与価格等を説明することや、機能や価格帯の異なる複数商品を提示することを義務づけ
- 適切な貸与価格を確保するため、上限を設定

【住宅改修】

- 住宅改修の見積書類の様式(改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの)を、国が示す
- 住宅改修に関する知見を備えた者が適切に関与している事例等、保険者の取組の好事例を広げる

3. 費用負担

(1) 総報酬割

- 現役世代にとって受益を伴わない負担であるなどとして、強く反対する意見も相当数あったが、能力に応じた負担とすることが適当であるなどとして、多くの委員からの賛同を得た

(2) 調整交付金

- 年齢区分について、65～74歳、75～84歳、85歳以上の3区分に細分化する。その際、激変緩和も併せて講じる

その他の課題

(1) 保険者の業務簡素化（要介護認定）

- 更新認定有効期間の上限を36か月に延長することを可能とする
- 状態安定者について二次判定の手続きを簡素化

(2) 被保険者範囲

- 介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討を行う

(3) 介護保険適用外施設の住所地特例の見直し

- 一部の介護保険適用除外施設について、当該施設から退所して、介護保険施設等に入所した場合の保険者の定め方を見直す。

(2) 介護職員処遇改善加算

1 平成29年度からの介護職員処遇改善加算

(1) 介護職員処遇改善加算の拡大について

平成29年度介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算については、介護員の処遇改善が後退しないよう現行の加算の仕組みは維持しつつ、事業者による、昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築について、手厚く評価を行うための区分が新設されました。

平成29年度から設けられた新設の「加算Ⅰ」の算定要件改訂後の加算率等については、次ページ以降の資料を参照ください。

(2) 平成29年度介護職員処遇改善加算の届出について

1) 提出書類の様式・提出期限等

平成29年度介護職員処遇改善加算の届出等の具体的な手続については、現在、厚生労働省において、処遇改善計画書等に記載する項目の見直しなど、具体的な対応を検討中です。なお、届出の締め切りについては、通常2月末日までのところ、4月15日までとされる予定です。

今後、厚生労働省から通知があり次第、「介護職員処遇改善加算 届出の手引」を改訂し、岡山県長寿社会課のホームページ上でお知らせします。

当課ホームページの掲載内容に御注意願います。

2) 現時点で必要と考えられる届出（平成27年度の手続と同様の場合）

① 介護職員処遇改善届出書及び添付書類

介護職員処遇改善加算を算定する事業所は必ず提出を行う必要があります。また、提出は各指定権者ごとに行う必要があります。

岡山県指定事業所については、前年度に引き続き加算算定する場合は、前年度と同じ県民局に提出してください。

② 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書及び添付書類

次の場合は、介護職員処遇改善届出書に加え、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等も提出する必要があります。

ア 平成29年度から新たに介護職員処遇改善加算を算定する場合

イ 新たに設けられた「加算Ⅰ」を算定する場合

ウ 従来の加算区分と異なる加算を算定する場合（以下の場合）

平成28年度算定していた加算	平成29年度から算定する場合
(旧) 加算Ⅰ	(新) <u>加算Ⅱ以外の区分</u> を算定する場合
(旧) 加算Ⅱ	(新) <u>加算Ⅲ以外の区分</u> を算定する場合
(旧) 加算Ⅲ	(新) <u>加算Ⅳ以外の区分</u> を算定する場合
(旧) 加算Ⅳ	(新) <u>加算Ⅴ以外の区分</u> を算定する場合

エ 加算算定を中止する場合（介護職員処遇改善届出書等は不要）

★「介護報酬の解釈本、青P1176～1182、緑P16～22」に平成27年度のQ&Aが掲載されていますので、参考にしてください。

2 平成28年度介護職員処遇改善加算の実績報告について

(1) 提出期限

- 平成29年3月まで加算算定した場合：平成29年7月末日
- 平成29年2月以前まで加算算定した場合：最終の加算の支払があった月の翌々月末日

(2) 提出先

提出は、各指定権者ごとに行う必要があります。
岡山県指定事業所については、平成28年度介護職員処遇改善加算届出書を提出した県民局に提出してください。

(3) 留意事項

1) 平成28年度分介護職員処遇改善加算総額

- 別紙様式5「平成28年度分介護職員処遇改善加算総額」には、平成28年4月～平成29年3月サービス提供分までの加算総額（利用者負担額を含む）を記入する。

ただし、取扱いとして、平成29年3月サービス提供分の月遅れ請求分は含まない。逆に、平成28年3月サービス提供分の月遅れ請求分は含める。

- つまり、国保連における平成28年5月～平成29年4月審査分までの加算総額（利用者負担額を含む）を記入することになる。

<国保連から通知されている金額を足しあげること。> ※

※国保連から通知されている金額には、保険給付分の利用者負担額は含まれているが、区分支給限度基準額を超えたサービスに係る加算額は含まれていないため、区分支給限度基準額を超えたサービスに係る加算額を利用者から徴収している場合は、その金額を合算すること。

2) 賃金改善所要額

- 実績報告で、賃金改善所要額が加算による収入額（加算総額）を下回った場合、加算の算定要件を満たしていないため、全額返還となる。（差額の返還ではない。）また、実績報告を提出しない場合も全額返還となるので、必ず期限内に提出すること。

- 仮に現時点で、賃金改善所要額が加算による収入額（加算総額）を下回っている場合は、一時金や賞与として追加支給すること。

3) 賃金改善実施時期

- 前年度に加算を算定している場合、賃金改善実施期間が前年度と重複していないか確認すること。

- 賃金改善実施期間の月数が加算の算定月数と同じ月数となっているか確認すること。

※ 加算を12ヶ月間算定している場合、賃金改善実施期間も12ヶ月となる。

4) 賃金改善の方法等

- 賃金改善は、本給、手当、賞与等のうちから、対象とする賃金項目を特定した上で、賃金改善を行った項目については明確に記載すること。

また、特定した賃金項目を含め、特段の事情なく賃金水準を引き下げることができない。

平成27年3月31日付け厚生労働省通知（抜粋） 青本P1156

賃金改善は、本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。この場合、特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させてはならない。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省老健局 振興課・老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

平成29年度介護報酬改定による
介護職員処遇改善加算の拡充について

計6枚（本紙を除く）

Vol.580

平成29年1月30日

厚生労働省老健局振興課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3949・3961・3986・3982）
FAX：03-3595-4010

各都道府県介護保険主管課（室）担当者 殿

厚生労働省老健局振 興 課
老人保健課

平成29年度介護報酬改定による介護職員処遇改善加算の拡充について

介護保険行政の推進につきましては、日頃からご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

介護人材の処遇改善については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）等に基づき、平成29年度に介護報酬を改定し、月額平均1万円相当の介護職員処遇改善加算（以下「加算」という。）の拡充を行うこととしておりましたが、本年1月18日に、平成29年度介護報酬改定案（概要は別添参照）について、厚生労働省に設置された社会保障審議会へ諮問を行い、同日に了承の旨の答申を経たところです。

今般の改定に係る関係告示については、現在、行政手続法（平成5年法律第88号）第三十九条の意見公募手続（パブリックコメント）を実施しており、当該告示の公布や関係通知の発出は3月以降となる予定です。

また、平成29年度の加算の算定にあたり事前に都道府県等への届出が必要な書類（介護職員処遇改善計画書等。以下「計画書等」という。）の様式例等についても、3月以降に発出する関係通知の中でお示しすることとしておりますが、届出の締め切りについては、通常2月末日となっているところ、平成29年度当初の特例として、以下の取扱いを認める予定ですので、貴管内市町村、関係団体、関係機関に周知をお願いします。

なお、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業における加算の計画書等の届出についても、介護報酬における加算と同様の取扱いとしますので、併せて周知をお願いします。

平成29年度当初の特例

平成29年4月から処遇改善加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、同年4月15日まで（予定）に計画書等を都道府県知事等へ届出する。

（参考）通常取扱い

加算を取得する年度の前年度の2月末日までに都道府県知事等へ届出する。

※「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成27年3月31日老発0331第34号）参照

(別添)

・平成 29 年度介護報酬改定の概要

※ 各介護サービス毎の算定構造等については、第 135 回社会保障審議会介護給付費分科会資料（以下のURL（厚生労働省HP））をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000148990.html>

(本件連絡先)

厚生労働省老健局振興課・老人保健課

電 話：03-5253-1111

処遇改善加算関係【老人保健課】(内線) 3949・3961

地域支援事業関係【振 興 課】(内線) 3986・3982

アドレス：syoguukaizen29@mhlw.go.jp

平成29年度介護報酬改定の概要

1. 改定率について

- 平成29年度介護報酬改定は、介護人材の処遇改善について、平成29年度より、キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の処遇改善を実施するため、臨時に1.14%の介護報酬改定を行うものである。

(参考)

介護報酬改定率：1.14%
(うち、在宅分：0.72%、施設分：0.42%)

※内訳は、1.14%のうち、在宅分と施設分の内訳を試算したもの

2. 平成29年度介護報酬改定の基本的考え方とその対応

- 事業者による、昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築について、手厚く評価を行うための区分を新設する。
- 新設する区分の具体的な内容については、現行の介護職員処遇改善加算(I)の算定に必要な要件に加えて、新たに、「経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること(就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む)」とのキャリアパス要件を設け、これらを全て満たすことを要することとする。
- 上記に伴い、介護職員処遇改善加算の区分と加算率については、次頁以降のとおりとする。

1

介護職員処遇改善加算の区分

	加算(I) (新規) (月額3万7千円相当)	加算(II) (※旧加算(I)) (月額2万7千円相当)	加算(III) (※旧加算(II)) (月額1万5千円相当)	加算(IV) (※旧加算(III)) (加算(III)×0.9)	加算(V) (※旧加算(IV)) (加算(III)×0.8)
算定要件	キャリアパス要件 I 及び キャリアパス要件 II 及び キャリアパス要件 III + 職場環境等要件を満たす(平成27年4月以降実施する取組)	キャリアパス要件 I 及び キャリアパス要件 II + 職場環境等要件を満たす(平成27年4月以降実施する取組)	キャリアパス要件 I 又は キャリアパス要件 II + 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件 I キャリアパス要件 II + 職場環境等要件 のいずれかを満たす	キャリアパス要件 I キャリアパス要件 II + 職場環境等要件 のいずれも満たさず

(注)「キャリアパス要件 I」…職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
 「キャリアパス要件 II」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
 「キャリアパス要件 III」…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること
 「職場環境等要件」…賃金改善以外の処遇改善を実施すること
 ※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

2

介護職員処遇改善加算（拡充後）におけるキャリアアップの仕組みのイメージ

現行の加算	職位・職責・職務内容等に応じた賃金体系		
	職位	月給例	
	主任	36万円	どのような場合に昇給するのかが必ずしも明らかでない。
	班長	32万円	
一般	28万円		
新加算	事業者において以下の①～③のいずれかに応じた昇給の仕組みを設けることを新たに要件とする (就業規則等の明確な根拠規定の書面での整備・全ての介護職員への周知を含む) ※昇給の方式は、基本給、手当、賞与等を問わない。		
	(例) ①経験	(例) ②資格	(例) ③評価
	職位	資格	実技試験の結果
	主任	主任	主任
班長	班長	班長	
一般	一般	一般	
勤続年数	資格	実技試験の結果	
6年～	事業者が指定する資格を取得	班長試験でS評価	
3～6年	介護福祉士	一般試験でA評価以上	
～3年	資格なし	一般試験でB評価以下	
月給例	月給例	月給例	
36万円	36万円	36万円	
32万円	32万円	32万円	
28万円	28万円	28万円	

- ※1 「経験」…「勤続年数」「経験年数」などを想定。
 ※2 「資格」…「介護福祉士」「実務者研修修了者」などを想定。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
 ※3 「評価」…「実技試験」「人事評価」などを想定。ただし、客観的な評価（採点）基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

3

介護職員処遇改善加算に係る加算率について

1. 加算算定対象サービス

サービス区分	介護職員処遇改善加算の区分に応じた加算率				
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
・(介護予防)訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5.5%	加算(Ⅲ)により算出した単位×0.9	加算(Ⅲ)により算出した単位×0.8
・(介護予防)訪問入浴介護	5.8%	4.2%	2.3%		
・(介護予防)通所介護 ・地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%		
・(介護予防)通所リハビリテーション	4.7%	3.4%	1.9%		
・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%		
・(介護予防)認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4.2%		
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%		
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護	11.1%	8.1%	4.5%		
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・(介護予防)短期入所生活介護	8.3%	6.0%	3.3%		
・介護老人保健施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	3.9%	2.9%	1.6%		
・介護療養型医療施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等)	2.6%	1.9%	1.0%		

2. 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%

4

(3) 外国人技能実習制度への介護職員の追加等について

社 援 発 1 1 2 8 第 6 号
平 成 2 8 年 1 1 月 2 8 日

殿

都 道 府 県 知 事
政 令 市 ・ 中 核 市 長
地 方 厚 生 (支) 局 長

厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長
(公 印 省 路)

外国人技能実習制度への介護職種の追加等について (通知)

本日、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。)が、公布され、一部施行(その他の部分については公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行予定)されたところである。技能実習法は、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設けること等により、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力の推進を図ることを目的とされるものである。

また、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」(平成28年法律第88号。以下「改正入管法」という。)が公布されたところである。改正入管法は、専門的・技術的分野の外国人の積極的受入れと留学生の活躍支援という観点から、介護分野においても、我が国の介護福祉士の資格を有する外国人を対象とする「介護」という名称の在留資格を設け、介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動を行うことを可能とするものであり、具体的には、介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士の国家資格を取得した者が対象とされる予定である。

今後、外国人技能実習制度に関しては、厚生労働省として、「産業競争力の強化に関する実行計画」(2015年版(平成27年2月10日閣議決定)及び2016年版(平成28年2月5日閣議決定))に基づき、質の担保など、介護サービスの特性に基づき要請に対応できるように具体的な制度設計を進め、技能実習法の施行に併せて、技能実習制度の対象職種への介護職種の追加を行うこととしている。

ついで、技能実習制度の対象職種に介護を追加する趣旨、介護職種の追加に当たって今後の対応等については下記のとおりであるので、ご了承願いたい。また、各自治体におかれては、真管下市町村のほか、事業者、関係団体等に対し、その周知徹底方をお願いする。

記

第1 技能実習法の趣旨・その対象職種に介護職種を追加する趣旨

技能実習制度は、開発途上地域等への技能等の移転を図り、その経済発展を担う「人づくりに協力することを目的とする制度として、我が国の国際貢献において重要な役割を果たしている。

一方で、同制度に関しては、制度の趣旨を理解せず、国内の人手不足を補う安価な労働力の確保策として使われており、その結果、労働関係法令の違反や人権侵害が生じている等の指摘があり、指摘されている問題点の改善を行い、制度の趣旨に沿った運用の確保を図る必要がある。また、こうした制度の適正化を前提に、この制度の活用を促進するため、制度の拡充を図ることも求められている。

そこで、技能実習法により、技能実習を実施する実習実施者やその実施を監理する監理団体にに対し必要な規制を設け、管理監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護に係る措置等を定め、併せて優良な実習実施者や監理団体に對してはより高度な技能実習の実施を可能とするものである。

また、技能実習制度の対象職種への介護職種の追加についても、技能実習制度の趣旨に沿って「人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力の推進を図ることを目的」とするものであり、介護人材の不足への対応を目的とするものではない。日本は他国と比較し、高齢化が急速に進展しており、認知症高齢者の増加等、介護ニーズの高度化、多様化に対応している日本の介護技術を海外から取り入れようとする動きも出てきている。こうしたことを踏まえれば、日本の介護技術を他国に移転することは、国際的に意義のあるものであり、技能実習制度の趣旨にも適うものである。

第2 介護職種の追加に当たっての今後の対応

技能実習制度への介護職種の追加については、「産業競争力の強化に関する実行計画」(2015年版(平成27年2月10日閣議決定)及び2016年版(平成28年2月5日閣議決定))において、質の担保など、介護サービスの特性に基づき要請に対応できるように具体的な制度設計を進め、技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づき要請に対応できるように具体的な制度設計を進め、技能実習法の施行と同時に介護職種への追加を行うこととされている。なお、新たな技能実習制度の施行は、技能実習法の公布の日から起算して1年以内に政令で定める日とされている。

今後、この方針に基づき、介護の職種追加に向け、介護サービスの特性に基づく様々な懸念に対応するため、厚生労働省において介護分野の有識者等に参加・検討いただいた「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」の中間まとめ(平成27年2月4日)(以下「中間まとめ」という。)で示された以下の3つの点について適切な対応を図るよう制度設計を進めることとしている。

(1) 介護職に対するイメーτζ低下を招かないようにすること。

(2) 外国人について、日本人と同様に適切な処遇を確保し、日本人労働者の処遇・労働環境の改善の努力が損なわれないようにすること。

(3) 介護のサービスの質を担保するとともに、利用者の不安を招かざないようにすること。具体的には、中間まとめの中で、上記の3つの点について適切な対応が図られるようにするために検討を要する事項とされた以下の項目につき、中間まとめで示された具体的な対応の在り方、制度設計等の進め方に沿って、技能実習制度本体の見直しによる対応に加

- え、介護固有要件の設定など具体的な方策を併せ講じていく予定である。
- (1) 移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化
 - (2) 必要なコミュニケーション能力の確保 (例：入国時は「日本語能力試験の」〔N3〕程度が望ましい水準、〔N4〕程度が要件。2年目は〔N3〕程度が要件等)
 - (3) 適切な公的評価システムの構築 (適正な技能実習を実施するための実習成果を評価できる技能実習評価試験の構築)
 - (4) 適切な実習実施機関の対象範囲の設定 (例：訪問サービスは対象としない等)
 - (5) 適切な実習体制の確保 (例：小規模な受入機関 (常勤職員数30人以下) の場合、常勤職員総数の10%まで等)
 - (6) 日本人との同等処遇の担保
 - (7) 監理団体による監理の徹底 (監理団体についても、介護固有要件を検討。)
- なお、介護固有の要件については、技能実習法の主務省令に基づく厚生労働大臣告示で定め、介護職種を追加する省令と併せて、新たな技能実習制度の施行までに公布する予定である。

(参考資料)

- ① 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要」等
- ② 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の公布について(通知)」(平成28年11月28日能発.1128第1号) (各都道府県労働局長あて厚生労働省職業能力開発局長へ通達)
- ③ 「介護に従事する外国人の受入れ」(改正入管法の概要資料)

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) 実習実施者について、届出制とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) 監理団体について、許可制とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) 事業所管大臣等に対する協力要請等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) 外国人技能実習機構を認可法人として新設し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】
 等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日

平成28年11月18日成立
同年11月28日公布

参考資料①

産業競争力の強化に関する実行計画(2015年版)(抜粋) (平成27年2月10日閣議決定)

二. 重点施策の内容、実施期限及び担当大臣

1. 「日本産業再興プラン」関係

(2) 雇用制度改革・人材力の強化

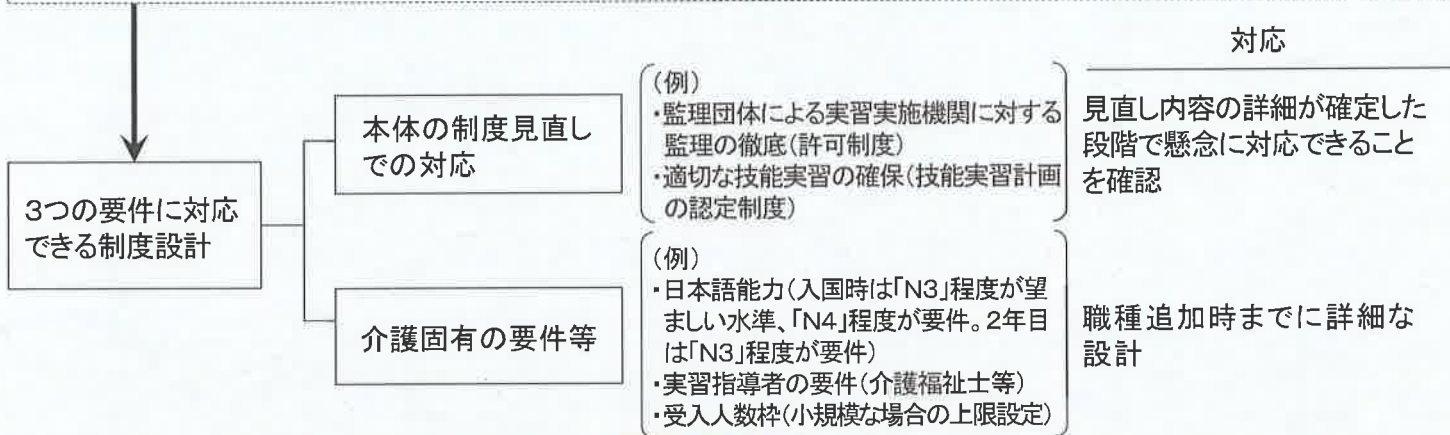
施策項目	施策の内容及び実施期限	担当大臣
外国人技能実習制度の抜本的な見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人技能実習制度の新たな制度管理運用機関を設置するため、必要な法的措置を速やかに講じる。 ・監理団体及び受入れ企業が一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められる場合、技能等のレベルの高い実習生に対して認める技能実習期間の延長(3年→5年)につき、必要な法的措置を速やかに講じる。 	法務大臣 厚生労働大臣
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護の対象職種追加に向け、質の担保など、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進め、技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づく要請に対応できることを確認の上、新たな技能実習制度の施行と同時に対象職種への追加を行う。 	厚生労働大臣

※ 産業競争力の強化に関する実行計画(2016年版)(平成28年2月5日閣議決定)にも同旨の記述あり

介護職種の追加について

【基本的考え方】

- 外国人介護人材の受入れは、介護人材の確保を目的とするのではなく、技能移転という制度趣旨に沿って対応
- 職種追加に当たっては、介護サービスの特性に基づく様々な懸念に対応するため、以下の3つの要件に対応できることを担保した上で職種追加
 - ① 介護が「外国人が担う単純な仕事」というイメージとならないようにすること
 - ② 外国人について、日本人と同様に適切な処遇を確保し、日本人労働者の処遇・労働環境の改善の努力が損なわれないようにすること
 - ③ 介護のサービスの質を担保するとともに、利用者の不安を招かないようにすること



- 職種追加に向け、様々な懸念に対応できるよう、具体的な制度設計を進める。
技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護固有の要件等と併せて、様々な懸念に対応できることを確認する。
その上で、新たな技能実習制度の施行と同時に、職種追加を行う。

介護職種の追加に係る制度設計の考え方

(外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ(平成27年2月4日))

1. 移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころとからだのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする ・必須業務＝身体介護(入浴、食事、排泄等の介助等) ・関連業務＝身体介護以外の支援(掃除、洗濯、調理等)、間接業務(記録、申し込み等) ・周辺業務＝その他(お知らせなどの掲示物の管理等)
2. 必要なコミュニケーション能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・1年目(入国時)は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件 ・入国後、OJTや研修等により、専門用語や方言等に対応 <p>(参考)「N3」: 日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる 「N4」: 基本的な日本語を理解することができる (日本語能力試験: 独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施)</p>
3. 適切な公的評価システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・試験実施機関は、技能実習の新制度で求められる要件を満たす団体を選定 ・各年の到達水準は以下のとおり <p>1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル 2年目 指示の下であれば、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル 3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル 5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル</p>
4. 適切な実習実施機関の対象範囲の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護」の業務が現に行われている機関を対象とする(介護福祉士国家試験の実務経験対象施設) ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない ・経営が一定程度安定している機関(原則として設立後3年を経過している機関)に限定
5. 適切な実習体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れ人数の上限 : 小規模な受入機関(常勤職員数30人以下)の場合、常勤職員総数の10%まで ・受入れ人数枠の算定基準 : 「常勤職員」の範囲を「主たる業務が介護等の業務である者」に限定 ・技能実習指導員の要件 : 介護職として5年以上の経験を有する介護福祉士等 ・技能実習計画書 : 技能移転の対象項目ごとに詳細な作成を求める ・入国時の講習 : 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ
6. 日本人との同等処遇の担保	<p>「日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること」を徹底するため、以下の方策を講じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受入時 : 賃金規程等の確認 ・受入後 : 訪問指導時の関係者のヒアリングや賃金台帳の確認、監理団体への定期報告 <p>※EPAIにおける取組を参考に、監理団体による確認等に従わない実習実施機関は、技能実習の実施を認めないことも検討</p>
7. 監理団体による監理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・技能実習制度本体の見直しによる、新制度に沿った監理の徹底を図る

能 発 1 1 2 8 第 1 号
平成 2 8 年 1 1 月 2 8 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業能力開発局長
(公 印 省 略)

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の公布
について (通知)

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(平成 28 年法律第 89 号。以下「法」という。)については、本日公布され、一部施行 (その他の部分については公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行予定)されたところである。

法は、技能実習に関し、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設けること等により、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るものである。これにより、人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力の推進を図ることを目的としている。

については、法の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、十分に了知の上、その円滑な施行に遺漏なきを期されたい。

なお、法の施行のために必要な関係省令等については、今後制定することとしていくところであり、制定後おって通達するので、御丁知ありたい。

記

第 1 法の趣旨

技能実習制度は、開発途上地域等への技能等の移転を図り、その経済発展を担う「人づくりに協力することを目的とする制度」として、我が国の国際貢献において重要な役割を果たしている。

一方で、同制度に関しては、制度の趣旨を理解せず、国内の人手不足を補う安価な労働力の確保策として使われており、その結果、労働関係法令の違反や人権侵害が生じている等の指摘があり、指摘されている問題点の改善を行い、制度の趣旨に沿った運用の確保を図る必要がある。また、こうした制度の適正化を前提に、この制度の活用を促進するため、制度の拡充を図ることも求められている。

そこで、技能実習を実施する実習実施者やその実施を監理する監理団体に対し必要な規制を設け、管理監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護に係る措置等を定め、併

せて優良な実習実施者や監理団体に対してはより高度な技能実習の実施を可能とするものである。

第 2 法の内容

1 目的 (法第 1 条関係)

法は、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設けること等により、出入国管理及び難民認定法 (昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。)その他の出入国に関する法令及び労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)、労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)その他の労働に関する法令と相まって、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的としたこと。

2 定義 (法第 2 条関係)

(1) 技能実習 (法第 2 条第 1 項関係)
法において「技能実習」とは、企業単独型技能実習及び団体監理型技能実習をいい、「技能実習生」とは、企業単独型技能実習生及び団体監理型技能実習生をいうものとしたこと。

(2) 企業単独型技能実習 (法第 2 条第 2 項関係)

法において「企業単独型技能実習」とは、次に掲げるものをいうものとしたこと。
ア 第一号企業単独型技能実習 (本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員である外国人又は本邦の公私の機関と主務省令で定める密接な関係を有する外国の公私の機関の外国人にある事業所の職員である外国人が、技能等を修得するため、在留資格 (入管法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第 1 号イに係るものに限る。)をもち、これらの本邦の公私の機関により受け入れられなければならないこと及び当該機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等に係る業務に従事することという。)

イ 第二号企業単独型技能実習 (第一号企業単独型技能実習を修了した者が、技能等に習熟するため、在留資格 (入管法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第 2 号イに係るものに限る。)をもち、本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事することをいう。)

ウ 第三号企業単独型技能実習 (第二号企業単独型技能実習を修了した者が、技能等に熟達するため、在留資格 (入管法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第 3 号イに係るものに限る。)をもち、本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事することという。)

(3) 企業単独型技能実習生 (法第 2 条第 3 項関係)

ア 第一号企業単独型技能実習生 (第一号企業単独型技能実習を行う外国人をいう。)

イ 第二号企業単独型技能実習生 (第二号企業単独型技能実習を行う外国人をいう。)

ウ 第三号企業単独型技能実習生 (第三号企業単独型技能実習を行う外国人をいう。)

- (4) 団体監理型技能実習（法第2条第4項関係）
 法において「団体監理型技能実習」とは、次に掲げるものをいうものとしたこと。
 ア 第一号団体監理型技能実習（外国人が、技能等を修得するため、在留資格（入管法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号ロに係るものに限る。）をもって、本邦の営利を目的としない法人により受け入れられて必要な講習を受けること及び当該法人による実習監理を受ける本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等に係る業務に従事することという。）
 イ 第二号団体監理型技能実習（第一号団体監理型技能実習を修了した者が、技能等に習熟するため、在留資格（入管法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第2号ロに係るものに限る。）をもって、本邦の営利を目的としない法人による実習監理を受ける本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事することという。）
 ウ 第三号団体監理型技能実習（第二号団体監理型技能実習を修了した者が、技能等に熟達するため、在留資格（入管法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第3号ロに係るものに限る。）をもって、本邦の営利を目的としない法人による実習監理を受ける本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事することという。）
 (5) 団体監理型技能実習生（法第2条第5項関係）
 法において「団体監理型技能実習生」とは、次に掲げるものをいうものとしたこと。
 ア 第一号団体監理型技能実習生（第一号団体監理型技能実習を行う外国人をいう。）
 イ 第二号団体監理型技能実習生（第二号団体監理型技能実習を行う外国人をいう。）
 ウ 第三号団体監理型技能実習生（第三号団体監理型技能実習を行う外国人をいう。）
 (6) 実習実施者（法第2条第6項関係）
 法において「実習実施者」とは、企業単独型実習実施者及び団体監理型実習実施者をいうものとしたこと。
 (7) 企業単独型実習実施者（法第2条第7項関係）
 法において「企業単独型実習実施者」とは、実習認定を受けた技能実習計画に基づき、企業単独型技能実習を行わせる者をいうものとしたこと。
 (8) 団体監理型実習実施者（法第2条第8項関係）
 法において「団体監理型実習実施者」とは、実習認定を受けた技能実習計画に基づき、団体監理型技能実習を行わせる者をいうものとしたこと。
 (9) 実習監理（法第2条第9項関係）
 法において「実習監理」とは、団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせん及び団体監理型実習実施者に対する団体監理型技能実習の実施に関する監理を行うことをいうものとしたこと。
 (10) 監理団体（法第2条第10項関係）
 法において「監理団体」とは、監理許可を受けて監理事業を行う本邦の営利を目的としない法人をいうものとしたこと。
 3 基本理念（法第3条関係）
- (1) 技能実習の基本理念として次の事項を定めるものとしたこと。
 ア 技能実習は、技能等の適正な修得等のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行われなければならないこと。
 イ 技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならないこと。
- 4 関係者の責務（法第4条から第6条まで関係）
 (1) 国の責務（法第4条第1項関係）
 国は、この法律の目的を達成するため、3の基本理念に従って、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進しなければならないものとしたこと。
 (2) 地方公共団体の責務（法第4条第2項関係）
 地方公共団体は、(1)の国の施策と相まって、地域の実情に応じ、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な施策を推進するように努めなければならないものとしたこと。
 (3) 実習実施者の責務（法第5条第1項関係）
 実習実施者は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について技能実習を行わせる者としての責任を自覚し、3の基本理念にのっとり、技能実習を行わせる環境の整備に努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力しなければならないものとしたこと。
 (4) 監理団体の責務（法第5条第2項関係）
 監理団体は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について重要な役割を果たすものであることを自覚し、実習監理の責任を適切に果たすとともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力しなければならないものとしたこと。
 (5) 実習実施者又は監理団体を構成員とする団体の責務（法第5条第3項関係）
 実習実施者又は監理団体を構成員とする団体は、実習実施者又は監理団体に対し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な指導及び助言をするように努めなければならないものとしたこと。
 (6) 技能実習生の責務（法第6条関係）
 技能実習生は、技能実習に専念することにより、技能等の修得等をし、本国への技能等の移転に努めなければならないものとしたこと。
- 5 基本方針（法第7条関係）
 主務大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針を定めなければならないものとしたこと。
- 6 技能実習計画（法第8条から第22条まで関係）
 (1) 認定
 ア 技能実習を行わせようとする本邦の個人又は法人は、主務省令で定めるところにより、技能実習生ごとに、技能実習計画を作成し、これを主務大臣に提出して、そ

の技能実習計画が適当である旨の認定を受けることができるものとしたこと。(法第8条第1項関係)

イ 技能実習計画には、技能実習生の氏名及び国籍、技能実習の区分、目標、内容及び期間その他の事項を記載しなければならぬものとしたこと。(法第8条第2項関係)

ウ 団体監理型技能実習を行わせようとする申請者は、実習監理を受ける監理団体の指導に基づき、技能実習計画を作成しなければならぬものとしたこと。(法第8条第4項関係)

エ 申請者は、実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を納付しなければならぬものとしたこと。(法第8条第5項関係)

オ 主務大臣は、アの認定の申請があった場合において、その技能実習計画が次のいずれにも適合するものと認めるときは、その認定をするものとしたこと。(法第9条関係)

① 技能実習の目標及び内容が、技能実習の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。

② 技能実習を修了するまでに、技能実習生が修得等をした技能等の評価を技能検定、技能実習評価試験等により行うこと。

③ 団体監理型技能実習に係るものである場合は、申請者が、技能実習計画の作成について指導を受けた監理団体(その技能実習計画が第三号団体監理型技能実習に係るものである場合は、7(1)ア①の一般監理事業に係る許可を受けた者に限る。)による実習監理を受けること。

④ 第三号企業単独型技能実習又は第三号団体監理型技能実習に係るものである場合は、申請者が技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること。

⑤ ①から④までのほか、所要の認定基準に適合していること。
カ 認定の欠格事由に該当する者は、アの認定を受けることができないものとしたこと。(法第10条関係)

キ 主務大臣は、外国人技能実習機構(以下「機構」という。)に、アの認定に関する事務の全部又は一部を行わせることができるものとしたこと。(法第12条関係)

ク 主務大臣は、6、8及び9の規定を施行するために必要な限度において、実習実施者、監理団体等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に質問若しくは立入検査をさせることができるものとしたこと。(法第13条第1項関係)

ケ 主務大臣は、キにより機構にアの認定に関する事務の全部又は一部を行わせるときは、6の規定を施行するために必要な限度において、次に掲げる事務を機構に行わせることができるものとしたこと。(法第14条第1項関係)

① 実習実施者、監理団体等に対して必要な報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を求める事務

② その職員をして、関係者に対して質問させ、又は実地の実習実施者、監理団体等の設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させる事務

コ その他変更の認定、改善命令、認定の取消し等について所要の規定を設けるものとしたこと。(法第11条、第15条及び第16条関係)

(2) 実習実施者による実施の届出等

ア 実習実施者は、技能実習を開始したときは、遅滞なく、開始した日その他主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならぬものとしたこと。(法第17条関係)

イ 主務大臣は、機構にアの届出の受理に係る事務を行わせることができるものとしたこと。(法第18条関係)

ウ 実習実施者は、アのほか、技能実習を行わせることが困難となった場合の届出、帳簿の備付け、実施状況報告等を行わなければならないものとしたこと。(法第19条から第21条まで関係)

エ その他6の規定の実施に必要な事項は、主務省令で定めるものとしたこと。(法第22条関係)

7 監理団体(法第23条から第45条まで関係)

(1) 許可

ア 監理事業を行おうとする者は、次に掲げる事業の区分に従い、主務大臣の許可を受けなければならないものとしたこと。(法第23条第1項関係)

① 一般監理事業(監理事業のうち②に掲げるもの以外のものをいう。)

② 特定監理事業(第一号団体監理型技能実習又は第二号団体監理型技能実習のみを行わせる団体監理型実習実施者について実習監理を行う事業をいう。)

イ 厚生労働大臣は、アの許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならぬものとしたこと。(法第23条第6項関係)

ウ 申請者は、実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を納付しなければならぬものとしたこと。(法第23条第7項関係)

エ 主務大臣は、機構に、アの許可についての事実関係の調査の全部又は一部を行わせることができるものとしたこと。(法第24条関係)

オ 主務大臣は、アの許可の申請があった場合において、その申請者が次のいずれにも適合するものであると認めるときでなければ、その許可をしてはならないものとしたこと。(法第25条第1項関係)

① 本邦の営利を目的としない法人であって主務省令で定めるものであること。

② 監理事業を適切に運営するための外部役員又は外部監査の措置を講じていること。

③ 外国の送出機関から団体監理型技能実習生にならうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあっては、外国の送出機関との間で当該取次ぎに係る契約を締結していること。

④ 許可の申請が一般監理事業に係るものである場合は、申請者が団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること。

⑤ ①から④までのほか、所要の許可基準に適合していること。

- カ 許可の欠格事由に該当する者は、アの許可を受けることができないものとしたこと。(法第26条関係)
- キ 監理団体は、職業安定法第30条第1項及び第33条第1項の規定にかかわらず、技能実習職業紹介事業(監理団体の実習監理を受ける団体監理型実習実施者等のみと当該監理団体の実習監理に係る団体監理型技能実習生等のみとの間における技能実習に係る雇用関係の成立をあっせんすることを業として行うものをいう。)を行うことができるものとしたこと。(法第27条第1項関係)
- ク 監理団体は、監理事業に通常必要となる経費等を勘案して主務省令で定める適正な種類及び額の監理費を団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収することができるものとする。この場合を除き、監理団体は、監理事業に関し、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等その他の関係者から、いかなる名義でも、手数料又は報酬を受けてはならないものとしたこと。(法第28条関係)
- ケ 主務大臣は、7の規定を施行するために必要な限度において、実習実施者、監理団体等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に質問若しくは立入検査をさせることができるものとしたこと。(法第35条第1項関係)
- コ その他許可証、許可の条件、許可の有効期間、変更の許可、技能実習の実施が困難となった場合の届出、事業の休廃止、改善命令、許可の取消し等について所要の規定を設けるものとしたこと。(法第29条から第34条まで、第36条及び第37条関係)
- (2) 監理団体の遵守事項
- ア 監理団体は、自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせてはならないものとしたこと。(法第38条関係)
- イ 監理団体は、6(1)アの認定を受けた技能実習計画に従い、団体監理型技能実習生が団体監理型技能実習を行うために必要な知識の修得をさせるよう努めるとともに、団体監理型技能実習を実習監理しなければならないものとしたほか、監理団体は、団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務の実施に関し主務省令で定める基準に従い、その業務を実施しなければならないものとしたこと。(法第39条第1項及び第3項関係)
- ウ 監理団体は、監理事業を行う事業所ごとに監理責任者を選任しなければならないものとしたこと。(法第40条第1項関係)
- エ 監理団体は、団体監理型実習実施者が団体監理型技能実習に関し労働に関する法令に違反しないよう、監理責任者をして必要な指導等を行わせなければならないものとしたこと。(法第40条第3項から第5項まで関係)
- オ 監理団体は、アからエまでのほか、帳簿の備付け、監査報告、個人情報等の取扱い、秘密保持等を行わなければならないものとしたこと。(法第41条から第44条まで関係)
- カ その他7の事項の実施に関し必要な事項は、主務省令で定めるものとしたこと。(法第45条関係)

- 8 技能実習生の保護(法第46条から第49条まで関係)
- (1) 禁止行為
- ア 実習監理者等は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって、技能実習生の意思に反して技能実習を強制してはならないものとしたこと。(法第46条関係)
- イ 実習監理者等は、技能実習生又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他の技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者との間で、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならないものとしたこと。(法第47条第1項関係)
- ウ 実習監理者等は、技能実習生等に技能実習に係る契約に付随して貯蓄の契約をさせ、又は技能実習生等との間で貯蓄金を管理する契約をしてはならないものとしたこと。(法第47条第2項関係)
- エ 技能実習関係者は、技能実習生の旅券又は在留カードを保管してはならないものとしたこと。(法第48条第1項関係)
- オ 技能実習関係者は、技能実習生の外出その他の私生活の自由を不当に制限してはならないものとしたこと。(法第48条第2項関係)
- (2) 主務大臣に対する申告
- ア 実習実施者若しくは監理団体又はこれらの役員若しくは職員がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、技能実習生は、その事実を主務大臣に申告することができるものとしたこと。(法第49条第1項関係)
- イ 実習実施者若しくは監理団体又はこれらの役員若しくは職員は、アの申告をしたことを理由として、技能実習生に対して技能実習の中止その他不利益な取扱いをしてはならないものとしたこと。(法第49条第2項関係)
- 9 補則(法第50条から第56条まで関係)
- (1) 指導及び助言等(法第50条関係)
- ア 主務大臣は、6から9までの規定の施行に関し必要があるときは、実習実施者及び監理団体に対し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために必要な指導及び助言をすることができるものとしたこと。(法第50条第1項関係)
- イ 主務大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のため、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとしたこと。(法第50条第2項関係)
- (2) 連絡調整等(法第51条関係)
- 実習実施者及び監理団体は、当該実習実施者及び当該監理団体に係る技能実習生であつて引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、関係者との連絡調整その他の必要な措置を講じなければならないものとし、主務大臣は、必要があるときは、実習実施者、監理団体その他の関係者に対する必要な指導及び助言を行うことができるものとしたこと。
- (3) 技能実習評価試験(法第52条関係)

主務大臣は、実習実施者が円滑に技能等の評価を行うことができるよう、技能実習評価試験の振興に努めなければならないものとしたことにも、公正な技能実習評価試験が実施されるよう、技能実習評価試験の基準を主務省令で定めるものとしたこと。

- (4) 事業所管大臣への要請 (法第 53 条関係)
主務大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために必要があると認めるときは、事業所管大臣に対して、当該特定の業種に属する事業に係る技能実習に
関し必要な協力を要請することができるものとしたこと。

- (5) 事業協議会 (法第 54 条関係)
事業所管大臣は、関係者により構成される事業協議会を組織することができるもの
としたこと。

- (6) 他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求等 (法第 55 条関係)
主務大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、技能実習の適
正な実施及び技能実習生の保護に資する情報の提供をすることができるものとした
ことにも、実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、技能実習の適正な実施及
び技能実習生の保護を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると
認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速や
かな実施を求めることができるものとしたこと。

- (7) 地域協議会 (法第 56 条関係)
地域において技能実習に関する事務を所掌する国の機関は、関係機関により構成さ
れる地域協議会を組織することができるものとしたこと。

10 外国人技能実習機構 (法第 57 条から第 102 条まで関係)

(1) 総則

ア 機構は、外国人の技能等の修得等に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生
の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国
際協力を推進することを目的とするものとしたこと。 (法第 57 条関係)

イ 機構の法人格、数等について所要の規定を設けるものとしたこと。 (法第 58 条
から第 63 条まで関係)

(2) 設立

ア 機構を設立するには、技能実習に関して専門的な知識と経験を有する者三人以上
が発起人になることを必要とするものとしたこと。 (法第 64 条関係)

イ 定款の作成、設立の認可、設立の登記等について所要の規定を設けるものとした
こと。 (法第 65 条から第 68 条まで関係)

(3) 役員等

ア 機構に、役員として理事長 1 人、理事 3 人以内及び監事 2 人以内を置くものとし
たこと。 (法第 69 条関係)

イ 役員の職務及び権限、役員の内命等について所要の規定を設けるものとしたこと。
(法第 70 条から第 81 条まで関係)

(4) 評議員会

ア 機構に、その業務の円滑な運営を図るため、評議員会を置くものとしたこと。 (法

第 82 条関係)

イ 評議員会の組織、評議員等について所要の規定を設けるものとしたこと。 (法第
83 条から第 86 条まで関係)

(5) 業務

ア 機構は、技能実習に関し 6 及び 7 に規定する業務等を行うものとしたこと。 (法
第 87 条関係)

イ 業務の委託、業務方法書等について所要の規定を設けるものとしたこと。 (法第
88 条から第 90 条まで関係)

(6) 財務及び会計

ア 機構は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主
務大臣の認可を受けなければならないものとしたこと。 (法第 92 条関係)

イ 財務諸表、利益及び損失の処理等について所要の規定を設けるものとしたこと。
(法第 93 条から第 98 条まで関係)

(7) 監督

機構は、主務大臣が監督するものとし、この法律を施行するため必要があると認め
るときは、機構に対し、その業務に関して監督上必要な命令をすることができると
ものとしたこと。 (法第 99 条及び第 100 条関係)

(8) 補則

機構の定款の変更及び解散について所要の規定を設けるものとしたこと。 (法第 101
条及び第 102 条関係)

11 雑則 (法第 103 条から法第 107 条まで関係)

(1) この法律における主務大臣は、法務大臣及び厚生労働大臣とするものとし、この法
律における主務省令は、主務大臣の発する命令とするものとしたこと。 (法第 103 条
関係)

(2) 主務大臣は、7(1)ケの報告徴収等 (7(2)エを施行するために行うものに限る。) の
権限の一部を国土交通大臣に委任することができるものとしたこと。 (第 104 条第 1
項関係)

(3) 主務大臣は、7(1)ケの報告徴収等 (7(2)エを施行するために行うものに限る。) に
関する事務について、労働基準監督官に行わせることができるものとしたこと。 (第
105 条第 1 項関係)

(4) 国、地方公共団体及び機構は、技能実習が円滑に行われるよう、必要な情報交換を
行うこととその他相互の密接な連携の確保に努めるものとしたことにも、機構は、連携
のため、主務大臣の権限の行使に関して必要な情報の提供を行わなければならないも
のとしたこと。 (第 106 条関係)

(5) この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、主務省令で定
めるものとしたこと。 (第 107 条関係)

12 罰則 (第 108 条から法第 115 条まで関係)

この法律の規定に違反した者について、所要の罰則を設けるものとしたこと。

13 施行期日等 (附則第1条から第26条まで関係)

- (1) この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとしたこと。ただし、10の規定等については、公布の日から施行するものとしたこと。(附則第1条関係)
- (2) 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があるとき認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしたこと。(附則第2条関係)
- (3) この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるとともに、技能実習の在留資格を定める入管法の一部改正等関係法律について所要の規定の整備を行うものとしたこと。(附則第3条から第26条まで関係)

介護に従事する外国人の受入れ

背景

- 要介護者 564万人(H25年度)
- 介護従事者 171万人(H25年度)
- 今後の需要 H37年度に約250万人必要

★質の高い介護に対する要請

高齢化の進行等に伴い、質の高い介護に対する要請が高まっている。

★介護分野における留学生の活躍支援

現在、介護福祉士養成施設(=大学, 専門学校等)の留学生在が介護福祉士の資格を取得しても、我が国で介護業務に就けない。

「日本再興戦略」改訂2014(平成26年8月24日閣議決定)

担い手を生み出す ~ 女性の活躍促進と働き方改革
外国人が日本で活躍できる社会へ

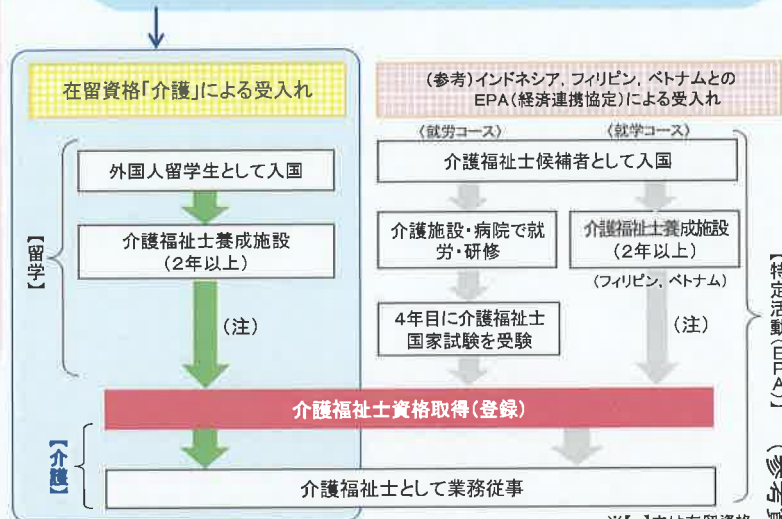
(持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野における新たな就労制度の検討)

○ 我が国で学ぶ外国人留学生在が、日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士等の特定の国家資格等を取得した場合、引き続き国内で活躍できるよう、在留資格の拡充を含め、就労を認めること等について年内を目標に制度設計等を行う。

在留資格「介護」の創設

入管法別表第1の2に以下を追加

介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動
----	--



(参考)

介護福祉士登録者数
129.3万人(H26年度)
介護福祉士養成施設数
378校(H26年4月)

(注)平成29年度より、養成施設卒業生も国家試験合格が必要となる。ただし、平成33年度までの卒業生には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

【特定活動(ETA)】
【在留資格】
【参考資料】(3)

2 介護保険法等に基づく設備及び運営等の基準を定める条例

1 社会福祉法、老人福祉法及び介護保険法に基づき規定された条例

- 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例
(平成24年岡山県条例第59号)
- 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例
(平成24年岡山県条例第60号)
- 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例
(平成24年岡山県条例第61号)
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
(平成24年岡山県条例第62号)
- 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
(平成24年岡山県条例第63号)
- 介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例
(平成24年岡山県条例第64号)
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例
(平成24年岡山県条例第65号)
- 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例
(平成24年岡山県条例第66号)
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例
(平成26年岡山県条例第65号)

2 条例運用に当たっての解釈通知

条例に本県独自に盛り込んだ基準等について、運用上の留意事項を定めています。本県独自基準部分以外については、国の基準省令の運用のために発出された解釈通知において示されている内容が準用されます。

- ◆ 社会福祉法に基づき条例で規定された軽費老人ホームの設備及び運営の基準について
(平成25年1月15日付け長寿第1865号)
- ◆ 老人福祉法に基づき条例で規定された養護老人ホームの設備及び運営の基準について
(平成25年1月15日付け長寿第1866号)
- ◆ 老人福祉法に基づき条例で規定された特別養護老人ホームの設備及び運営の基準について
(平成25年1月15日付け長寿第1867号)
- ◆ 介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準等について
(平成25年1月15日付け長寿第1868号)
- ◆ 介護保険法に基づき条例で規定された指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等について
(平成25年1月15日付け長寿第1869号)
- ◆ 介護保険法に基づき条例で規定された介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準について
(平成25年1月15日付け長寿第1870号)
- ◆ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づき条例で規定された指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準について
(平成25年1月15日付け長寿第1871号)
- ◆ 介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等について
(平成26年3月20日付け長寿第2047号)

3 条例及び解釈通知等掲載ホームページ

- 【岡山県HP>「組織で探す」>「長寿社会課」>(右側)【関連情報】に掲載
- (1) 『社会福祉法、老人福祉法及び介護保険法に基づく設備及び運営等の基準を定める条例』
<http://www.pref.okayama.jp/page/299388.html>
※国の省令と県の条例の対比表形式で掲載。
- (2) 『社会福祉法、老人福祉法及び介護保険法に基づく条例で規定された基準の解釈通知』
<http://www.pref.okayama.jp/page/305955.html>
- (3) 『指定居宅サービス事業所及び介護保険施設の運営等に関する県発出関連通知』
<http://www.pref.okayama.jp/page/305956.html>
※各サービス別に報酬算定や運営に関して、県が独自に発出した通知を掲載。

4 岡山県独自基準及びその運用

- (1) **内容及び手続の説明及び同意** <介護保険法：全サービス>
利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。
- (2) **サービスの質の評価** <老人福祉法＋介護保険法：全サービス>
提供されたサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。
また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。
- (3) **成年後見制度の活用** <社会福祉法＋老人福祉法＋介護保険法：全サービス>
成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。
事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合（利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者を法律的に支援する必要がある等）は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。
- (4) **虐待防止等に係る研修** <社会福祉法＋老人福祉法＋介護保険法：全サービス>
従業者の資質向上のために計画的に確保するものとされている研修には、高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるように高齢者の人権擁護や虐待防止等の内容を含めることを義務付けるものである。
事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。
- (5) **記録の保存年限** <社会福祉法＋老人福祉法＋介護保険法：全サービス>
各サービスごとに掲げられた各種の記録については、完結の日から五年間保存をしなければならないとしたものである。
完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。
事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの記録の所属する年度（目標期間が設けられているものについては、その期間の満了日の所属する年度）の終了後、五年間保存する等、適正な運用を図るものとする。
なお、他の法令等により、五年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

(6) 非常災害対策

＜社会福祉法＋老人福祉法：全サービス＞
＜介護保険法：通所系及び入所系サービス＞

事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救出訓練の実施等の対策に万全を期さなければならないこととしたものである。また、非常災害時には、事業者として、援護が必要となった者への支援協力を求めたものである。

① 事業者は、利用者の状態や当該事業所が所在する地域の地理的実情（津波災害警戒区域であるか、土砂災害警戒区域であるか等）を踏まえ、想定される災害の種類（津波・高潮・土砂災害・地震・火災等）ごとに、その規模（当該事業所の所在市町村全体・所在地域・当該事業所・当該事業所の一部分か等）及び被害の程度（ライフラインが1週間程度で復旧される場合、事業所内給食施設は1ヶ月程度使用不能である場合等）に応じた実効性のある具体的な計画（消防法施行規則第三条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を立てなければならない。

なお、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第八条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

また、非常災害時には、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを努め、全ての従業者がその内容を熟知し、実行できるようにしなければならない。

② ①の計画に従い、避難又は救出に係る訓練等必要な訓練を定期的に行わなければならない。その場合、実際に非常災害が発生した場合に対応できるような実効性の高いものとしなければならない。

③ 事業者は、非常災害時にその利用者の安全の確保が図られるように、事前に市町村や地域住民のほか、医療や福祉に関わる他の事業所等と相互に支援・協力を行うための連携体制の整備に努めることを求めるものである。

④ 非常災害時には、当該事業所の利用者に限らず、地域の高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等可能な限り支援をすることを求めるものである。

(7) 地産地消

＜社会福祉法＋老人福祉法：全サービス＞
＜介護保険法：入所系サービス＞

食の安全の確保や地場産品の消費拡大の視点から、地域の旬の食材を活用し、季節や行事に応じた食事の提供をすることでサービスの質の向上を求めるものである。

(8) その他サービスの提供

＜社会福祉法＋老人福祉法：全サービス＞
＜介護保険法：入所系サービス＞

充実した日常生活につながるよう、利用者からの要望を考慮して、個々の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動を幅広く行えるように配慮することを求めるものである。

(9) 設備及び備品等に規定する廊下の幅

＜介護保険法：（介護予防）短期入所生活介護＞

併設型の短期入所生活介護事業所のうち、地域密着型介護老人福祉施設を本体施設としてこれに併設しているものについては、住み慣れた地域における在宅介護を支えるサービス基盤の整備を円滑に進める視点から、廊下の幅は、本体施設に係る廊下の幅以上で足りることとしたものである。

3 介護サービス事業所・施設の指定（許可）更新手続

■ 指定（許可）の更新制度について

平成18年4月1日の介護保険法の改正で、介護サービス事業所・施設の指定（許可）更新の制度が設けられました。

指定（許可）の有効期間満了日後も引き続き事業所・施設の運営を行う場合は、一定期間（6年）毎に介護保険法の規定に基づく指定（許可）の更新を受ける必要があり、当該更新を受けない場合は、指定（許可）の効力を失い、当該満了日の経過をもって事業所・施設の継続をすることができなくなりますので、御注意ください。

■ 対象となる事業所・施設

- 1 全ての指定介護サービス（指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防サービス事業所、指定介護保険施設）事業者が対象となります。
- 2 ただし、介護保険法第71条、第72条、第115条の11及び介護保険法施行法第4条の規定により、指定があったものとみなされた次の事業所（予防含む）については、更新手続の必要はありません。
 - ① 病院等において、保険医療機関又は保険薬局の指定によるみなし指定の事業所（医療みなし指定の訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所リハビリテーション（診療所・病院））
 - ② 介護老人保健施設の許可によるみなし指定の短期入所療養介護及び通所リハビリテーション
 - ③ 介護療養型医療施設の指定によるみなし指定の短期入所療養介護
* 上記、②、③については、原則として、本体施設（介護老人保健施設、介護療養型医療施設）の指定（許可）更新手続を行うことで居宅サービス等のみなし指定が行われることとなります。
また、指定を受けない場合は、「指定を不要とする旨の申出書」が必要です。
- 3 同一事業所で複数のサービスの更新を申請する場合は、サービスごとに指定更新を受ける必要があります。

■ 指定（許可）更新に必要な書類

長寿社会課ホームページに各サービスごとに「申請の手引」及び「申請書・各種様式」を掲載していますので、御確認の上、必要書類を作成してください。

■ 指定（許可）更新手続のスケジュール

- 1 通常の場合の例

指定年月日	指定有効期間満了日	「更新のお知らせ」	書類提出期限
平成23年 5月 1日	平成29年 4月30日	平成29年 1月中旬に発送	平成29年 3月31日
平成23年12月 1日	平成29年11月30日	平成29年 8月中旬に発送	平成29年10月31日
平成24年 3月 1日	平成30年 2月28日	平成29年11月中旬に発送	平成30年 1月31日

- 2 平成30年3月31日に指定の有効期間満了日を迎える介護予防サービス事業所（居宅サービスの有効期間満了日を同時に迎える事業所を含む）の提出期限について

平成30年3月31日に指定の有効期間満了日を迎える介護予防サービス事業所数は、県の所管する介護予防サービス事業所数の約半数を占めており、審査事務の集中が予想されま

す。

このため、書類の提出期限を通常の場合（更新月の前々月末）ではなく、平成29年11月から1月までの間で、県において事業所ごとに別途指定します。

今後の更新手順のスケジュール等については、以下のとおりとしますので、適切な事務処理を行っていただきますようお願いします。

- ・ 県から『申請すべき月』の前々月中を目途に、指定更新についての「お知らせ」を各事業所に送付します。
- ・ 事業者は「更新のお知らせ」で指定した期日までに指定申請に係る申請書類を事業所を所管する県民局健康福祉部に提出してください。
- ・ 『申請すべき月』は、平成29年9月以降11月までの間に発送する「更新のお知らせ」で通知します。

指定（更新）年月日	指定有効期間満了日	「更新のお知らせ」	書類提出期限
平成24年 4月 1日	平成30年 3月31日	H29.9月～11月の各月に送付を予定	「更新のお知らせ」で指定した月の末日 *H29.11月～H30.1月の各月末を予定

※事例 『申請すべき月』の申請〆切日を平成29年12月28日とした場合

- ・ 県は、〆切日を12月28日とした旨の「更新のお知らせ」を、10月中に送付。
- ・ 事業所は、平成29年12月28日までに指定申請書類を所管県民局に提出。

3 「更新のお知らせ」についての留意事項

「更新のお知らせ」は、県に届け出ている事業所所在地に送付しますが、事業所所在地の変更の届出を行っていない等の理由により、届かない場合もあります。

この場合でも、更新の手続を行わないと有効期間の満了により指定の効力を失うこととなりますので、各事業者において十分留意してください。

■ 介護予防訪問介護事業所及び介護予防通所介護事業所の指定の有効期間

介護保険法の改正施行に伴い、介護予防訪問介護事業及び介護予防通所介護事業は、平成27年度から市町村が取り組む介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。

この改正に伴い、平成27年3月31日に介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けていた事業者は、それぞれ、総合事業による訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）の事業者指定を市町村から受けたものとみなされています。

一方、市町村の総合事業の円滑な移行・実施に向けた取組を図る観点から、平成30年3月31日までは介護予防訪問介護、介護予防通所介護の事業も残っており、その間は事業所の指定や更新を行うことも可能とされています。

ただし、介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定の効力は平成30年3月31日で終了します。

■ みなし指定を受けている地域密着型通所介護の指定の有効期間

地域密着型通所介護のみなし指定の有効期間は、移行前の通所介護の有効期間が満了するまでとされているため、有効期間の満了日後も事業を継続する場合は、事業所所在地の市町村に指定更新の手続を行う必要があります。

なお、平成28年3月31日現在で他市町村の利用者がいた場合は、当該市町村の指定を受けたものとみなされており、当該市町村へも指定更新の手続を行う必要がありますので留意してください。

■ 介護予防サービス有効期間満了日の特例

次の1)～4)の条件を満たす場合、居宅サービスの指定有効期間満了日と介護予防サービスの指定有効期間満了日を同一日にすることを可能とします。

なお、この手続は、介護予防サービスの廃止及び新規指定となりますが、介護予防サービスの更新時期を居宅サービスの更新時期に合わせることを目的に行う事務処理であるため、介護給付費等算定等に何ら影響を与えません。

- 1) 居宅サービスと介護予防サービスを同一の事業所において一体的に実施していること。
- 2) 当該手続は事業者の希望により行うものであり、居宅サービスの更新申請と同時に行うこと。
- 3) 介護予防サービスを居宅サービスの指定有効期間満了日で廃止する旨の届出（様式第4号）を行うこと。
- 4) 居宅サービスに係る申請書類一式に加え、介護予防サービスに係る指定・許可申請書（様式第1号）に介護給付費算定に係る体制等の届出書、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表、誓約書（参考様式9-1）及び介護予防サービスの更新申請時に添付を求められているもののうち居宅サービスの更新申請に添付したもの以外を添付すること。

■ 岡山市、倉敷市、新見市に所在する事業所・施設について

平成24年4月1日から、上記3市に所在する事業所・施設の指定等の権限が各市に移譲されています。

3市に所在する事業所・施設の更新手続は各市の取扱いに基づいて、各市へ申請書類を提出してください。

4 - (1) 指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査等

1 指導

サービスの内容及び費用の請求等に関する事項について周知徹底を図るとともに、改善の必要があると認められる事項について適切な運用を求めるために介護保険法第24条の規定に基づき実施します。

1) 集団指導

- 原則として、毎年度1回、一定の場所に対象事業者を招集し、講習会方式により指導を行います。
- 平成21年度以降の各年度の集団指導の資料を長寿社会課ホームページに掲載していますので、御活用ください。

2) 実地指導

- 介護サービス事業所において、自己点検シート（岡山県版）により、事業者が自己点検した結果に基づき、ヒアリングを行うことにより実施します。
 - 指導内容
介護サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、人員、設備、運営及び介護報酬請求について指導します。（必要に応じて過誤調整を指導する場合があります。）
 - ① 事前に提出を求める書類等
 - ・ 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（直近の1ヶ月又は4週間）
 - ・ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行っている入所(利用者)者（入所・通所系サービスののみ）
 - ② 実地指導日に提出を求める書類等
 - ・ 自己点検シート（人員・設備・運営編）
 - ・ 自己点検シート（介護報酬編） 等
- ※ 詳細については実地指導を実施する際に送付する通知文書に記載しますので、これに従って準備をしてください。

2 監査

県が入手した各種情報から人員、設備及び運営基準等の指定基準違反や不正請求等が疑われ、その確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に、介護保険法第5章の規定に基づき実施します。

各種情報とは、

- ① 通報・苦情・相談等に基づく情報
- ② 国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- ③ 国民健康保険団体連合会・保険者からの通報
- ④ 介護給付費適正化システムの分析により特異傾向を示す事業者情報
- ⑤ 介護サービス情報の公表制度に係る報告の拒否等に関する情報

等の幅広い情報であり、これらの情報から指定基準違反や不正請求が認められる場合には、厳正かつ機動的な対応を行います。

※原則として、無通告（当日に通知）で立ち入り検査を実施するなど、より実効性のある方法で行っています。

3 報酬請求指導の方法

実地指導等においては、指導担当者が、加算等体制の届出状況並びに介護報酬（基本単位及び各種加算）の請求状況について、関係資料により確認を行いますが、報酬基準に適合しない取扱い等が認められた場合には、加算等の基本的な考え方や報酬基準に定められた算定要件の説明等を行い、適切なサービスの実施となるよう指導するとともに、過去の請求について自己点検の上、不適切な請求となっている部分については過誤調整として返還を指導します。

4 過誤調整の返還指導（※監査における不正請求は、保険者より返還命令）

実地指導等において、過誤調整が必要と思われる場合は、原則として次のとおり取り扱います。

- ① 介護サービス提供の記録が全くない場合は、サービス提供の拳証責任が果たせていないため返還を指導します。
- ② 基準省令及び告示に明記されている基準・加算要件等を満たしていない場合は返還を指導します。
- ③ 厚生労働省が発出した各種通知類（解釈通知、留意事項通知、Q&A）の内容が遵守されていない場合は是正を指導します。

※ 平成19年3月1日付厚生労働省介護保険指導室事務連絡『報酬請求指導マニュアル』に基づく加算請求指導に関する Q&A について』で「解釈通知に即したサービス提供を実施していないことにより加算本来の趣旨を満たしていない場合」は遡及しての過誤調整が「有」とされていますので、十分御留意ください。

4 - (2) 業務管理体制の整備及び介護保険事業者の法令遵守

I 介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について

平成20年の介護保険法改正により、平成21年5月1日から、介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」といいます。）の数に応じ定められています。

また、介護サービス事業者は、業務管理体制整備に関する内容について、介護保険事業への新規参入時、区分の変更及び届出事項に変更が生じた際は、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を遅滞なく関係行政機関に届け出ることとされています。

特に、業務管理体制の整備に関する届出を行っていない介護サービス事業者については、運営する介護サービス事業所等の指定取消等の理由ともなり得るため、至急に届出を行ってください。

1 業務管理体制の整備の基準

（介護保険法第115条の32、介護保険法施行規則第140の39）

指定・許可の事業所等の数※	届出を必要とする業務管理体制整備の内容		
	法令遵守責任者の選任	業務が法令に適合することを確保するための規程（法令遵守マニュアル）の整備	業務執行の状況（法令遵守）に係る監査
1～19	必要	—	—
20～99	必要	必要	—
100以上	必要	必要	必要

※ 事業所・施設数には、介護予防及び介護予防支援事業所を含みますが、みなし事業所は除きます。

みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション。介護予防を含む。）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所をいいます。

※ 現在事業を行っている事業所等だけでなく、休止中の事業所等も含みます。

2 業務管理体制の整備に関する事項の届出先（平成27年4月1日以降）
（介護保険法第115条の32、介護保険法施行規則第140の40）

区 分	届 出 先
1 指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	
① 指定事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣 （老健局総務課介護保険指導室）
② 上記①以外の事業者で、主たる事務所（本社）の所在地が岡山県以外の事業者	主たる事務所（本社）の所在地の都道府県知事
③ 上記①以外の事業者で、主たる事務所（本社）の所在地が岡山県の事業者※	岡山県知事 （県民局健康福祉部健康福祉課）
2 事業所等が岡山県内のみ所在する事業者	
① 地域密着サービス（予防含む）のみを行い、その全ての指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
② 全ての指定事業所等が岡山市内のみ所在する事業所	岡山市長 （岡山市保健福祉局事業者指導課）
③ 上記①、②以外の事業者※	岡山県知事（県民局健康福祉部健康福祉課）

※ 岡山県知事に届け出る場合の届出先

- ① 主たる事務所（本社）の所在地を所管する県民局
- ② 主たる事務所が岡山県外に所在し、岡山県内のみ事業所等が所在
 - 1) 1つの県民局の所管区域のみに事業所等が所在する場合は、所在地を所管する県民局
 - 2) 事業所等所在地が複数の県民局にまたがる場合
 - ア 県民局の所管地域ごとの事業所等数を比較し、最も事業所等数の多い県民局
 - イ 県民局の所管地域ごとの事業所等数が同一の場合、開設時期が最も古い事業所等の所在地を所管する県民局

3 業務管理体制の届出事由と様式

届出が必要となる事由	様式
○業務管理体制の整備に関して届け出る場合（介護保険法第115条の32第2項） *介護保険事業所（みなし事業所を除く）の指定を初めて受けた事業者は必ず届出が必要となります。	様式第1号
○事業所等の指定等により、事業展開地域が変更となり、届出先の行政機関に変更が生じた場合（介護保険法第115条の32第4項） *変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届出が必要となります。 （例：市町村→県、県→厚生労働省への変更）	様式第1号
○届出事項に変更があった場合（介護保険法第115条の32第3項） （例：事業者に関する事項（法人の名称、本社所在地、代表者名等）、法令遵守責任者名、届出区分の変更など） *次の場合は変更の届出は必要ありません。 (1)事業所等の数に変更が生じて、整備する業務管理体制が変更されない場合 (2)法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合	様式第2号

4 提出先の県民局

提出先が岡山県知事となる場合は、所定の様式による届出書を作成し、所管の県民局に郵送又は持参してください。

備前県民局 担当：健康福祉部健康福祉課事業者第1班 住所：〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17 電話：086-272-3915（ダイヤルイン） 所管市町：玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
備中県民局 担当：健康福祉部健康福祉課事業者第1班 住所：〒710-8530 倉敷市羽島1083 電話：086-434-7054（ダイヤルイン） 所管市町：倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
美作県民局 担当：健康福祉部健康福祉課事業者班 住所：〒708-0051 津山市椿高下114 電話：0868-23-1291（ダイヤルイン） 所管市町村：津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

II 業務管理体制の整備・運用状況の監督

1 業務管理体制の整備の趣旨

業務管理体制の整備は、単に法令遵守責任者の氏名等を行政に届け出ることが目的ではなく、法令遵守責任者が中心となって事業者自らがコンプライアンス（法令遵守）の向上を図ることが本来の趣旨です。

2 業務管理体制の整備・運用状況の監督

本県では、平成22年度から業務管理体制の整備・運用状況を順次、定期的に報告いただき、確認検査（以下「一般検査」という。）を実施することとしています。（根拠：介護保険法第115条の33）

一般検査は、事業者の業務管理体制の問題点について検証し、事業者が自ら業務管理体制の改善を図り法令等遵守に取り組むよう意識付けすることが目的です。

(1) 一般検査の内容

① 法令遵守責任者の役割及びその業務内容

確認項目：

- ・ 業務管理体制（法令等遵守）の考え（方針）及びその決定のプロセス
- ・ 法令等遵守の方針の周知状況
- ・ 法令遵守責任者の役割と業務内容の定め及びその決定のプロセス
- ・ 法令等遵守の具体的な運用状況
- ・ 業務管理体制の評価・改善活動の状況 等

② 業務が法令に適合することを確保するための規程の内容

③ 業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）実施状況及びその内容

※②・③については、事業所等の数の区分に応じて実施する。

(2) 一般検査の実施方法

一般検査は、基本的には書面検査で行うこととしています。（報告後、その内容について疑義等があれば電話等により法令遵守責任者に連絡し、内容を確認する場合があります。また、不備が認められたときには、出頭を求め運用状況を聴取する場合があります。）

(3) 特別検査

事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合には、業務管理体制の問題点の確認やその要因の検証、取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証するために特別検査を実施します。

3 事業者・法令遵守責任者の責務

(1) 事業者の責務

業務管理体制は、事業者自身の自己責任原則に基づく内部管理を前提としたものですから、県が事業者に代わり、指定等取消事案などの不正行為の未然防止を図るものではありません。

「業務管理体制の整備に関する報告」を行うことで、事業者自らが法令遵守の取組状況や法令遵守責任者が適切に機能しているかを自己点検していただき、今後のコンプライアンス向上のための取組を考えていただくきっかけにしてください。

そのため、一般検査は定期的を実施することを予定しておりますが、検査のない年においても毎年、報告事項の自己点検を通じて、自ら法令等遵守態勢を検証し、必要に応じて改善されるように継続的な取組をお願いします。

(2) 法令遵守責任者の役割

法令遵守責任者の役割については、法令等で明確に定められていません。これは、事業者自らが、事業者の実情に応じた取組を真剣に考え、試行錯誤しながらコンプライアンスを高めていただくことが重要だからです。

法令遵守責任者に何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも介護保険法及び介護保険法に基づく通知等の内容に精通した法務担当の責任者で、事業者内部の法令遵守を徹底することができる者が選任されることを想定しています。

また、法令遵守責任者には、辞令等が交付され、その役割と業務内容が事務分掌などで明記されていることが望まれます。

● 業務内容の具体例

- ・ 年に1回以上、各事業所等の取組状況を各事業所等の従業員又は管理者からの聞き取り及び書面での報告等により把握する。
※自己点検シート等の活用又は各種会議の場を活用する。
- ・ 各事業所等から選出された従業員又は管理者（以下「法令遵守担当者」という。）で組織された委員会を設置し、法令遵守責任者は事業者全体の法令遵守を徹底する連絡体制を確保する。
- ・ 研修等を実施し、従業員の法令遵守意識を高める。
- ・ 定期的に、介護保険法その他の関連情報等（制度改正及び介護報酬に関する通知・Q&A等）の収集等を行う。
- ・ 苦情・事故等の問題が発生した場合には、速やかに報告を求め、事実関係の把握を行い、迅速に解決を図る。その原因を究明し、防止策を法令遵守担当者で組織された委員会等の場で検討し、各事業所等の運営に反映させる。

4 - (3) 行政処分案件

1 岡山県における介護保険事業者に係る行政処分（取消相当含む。）の状況

処分年度	処分内容	サービスの種類	法人種別	主な処分事由
H15	改善命令(社会福祉法)	老人保健施設	社会福祉法人	医師の人員基準違反
H16	改善命令	老人保健施設 通所リハビリテーション	社会福祉法人	医師の人員基準違反
H17	指定取消	認知症対応型 共同生活介護	営利法人	不正の手段による指定
	指定取消	訪問介護	営利法人	同居家族によるサービス提供
H19	指定指定取消処分相当	訪問看護 介護予防訪問看護	営利法人	不正の手段による指定
	指定指定取消処分相当	訪問介護	営利法人	不正の手段による指定
	指定指定取消処分相当	訪問介護	営利法人	不正の手段による指定
	指定取消	訪問介護	営利法人	不正の手段による指定
	指定取消	訪問介護	営利法人	不正の手段による指定
	指定取消	通所介護 介護予防通所介護	営利法人	不正の手段による指定
	指定取消	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	営利法人	不正の手段による指定
H20	指定指定取消処分相当	通所リハビリテーション	医療法人	不正請求
	指定取消	訪問介護 介護予防訪問介護	医療法人	不正請求 不正の手段による指定
	指定取消	訪問看護 介護予防訪問看護	医療法人	不正請求 不正の手段による指定
	指定取消	通所介護 介護予防通所介護	医療法人	不正請求 不正の手段による指定
	指定取消	居宅介護支援	医療法人	不正請求 運営基準違反
H21	指定取消	訪問介護 介護予防訪問介護	営利法人	不正の手段による指定 虚偽報告
	指定取消	通所介護 介護予防通所介護	営利法人	不正の手段による指定 虚偽報告
	全部停止3ヶ月	通所介護 介護予防通所介護	営利法人	不正請求 人員基準違反 虚偽報告
	全部停止3ヶ月	訪問介護	その他	不正請求(架空請求)
	指定取消	訪問介護 介護予防訪問介護	営利法人	不正の手段による指定 人員基準違反 虚偽報告、検査妨害
H22	指定取消	訪問介護	営利法人	不正の手段による指定 虚偽報告、虚偽答弁
H23	新規入所者の受入の停止 (3ヶ月)	介護老人福祉施設	社会福祉法人	不正請求(減算未実施)
	介護報酬の上限8割 (1ヶ月)			虚偽報告
	指定取消	訪問介護 介護予防訪問介護	営利法人	不正請求(居宅)、他法令違反
H25	全部停止3ヶ月	通所介護	社会福祉法人	不正請求(時間区分誤り) 虚偽答弁
	指定取消	訪問介護 介護予防訪問介護	営利法人	不正請求(居宅)、運営基準(記録保存) 違反、虚偽の報告
H26	全部停止3ヶ月	訪問介護 介護予防訪問介護	営利法人	運営基準違反
H27	新規入所者の受入の停止 (3ヶ月)	介護老人福祉施設	社会福祉法人	人格尊重義務違反

2 全国における介護保険事業者に係る行政処分の状況

(1) 指定取消・効力の停止処分の件数（図1）

平成12年度以降の指定取消・効力の停止処分は合計で1,714件となっている。

なお、平成22年度以降の指定取消・効力の停止処分の件数については、平成22年度118件、平成23年度166件、平成24年度120件、平成25年度218件、平成26年度212件と推移している。

(2) 法人種別ごとの状況（図2）

法人種別ごとの事業所数の違いを踏まえる必要があるが、平成26年度の指定取消・効力の停止処分件数については、営利法人が最も多く、全体の件数の約7割を占めている。

(3) サービス種別ごとの状況（図3）

平成26年度のサービス種別ごとの指定取消・効力の停止処分件数については、訪問介護（介護予防を含む）が76件、通所介護（介護予防を含む）が62件、居宅介護支援が18件、認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）が15件となっている。

(4) 指定取消・効力の停止事由の状況（図6・7）

処分事案に対しての該当する処分事由の割合については、1件の処分事案に対し複数の処分事由が該当する必要があることに留意する必要があるが、平成26年度については、指定取消事由及び効力の停止事由ともに、「介護給付費の請求に関して不正があった」が多くなっている。

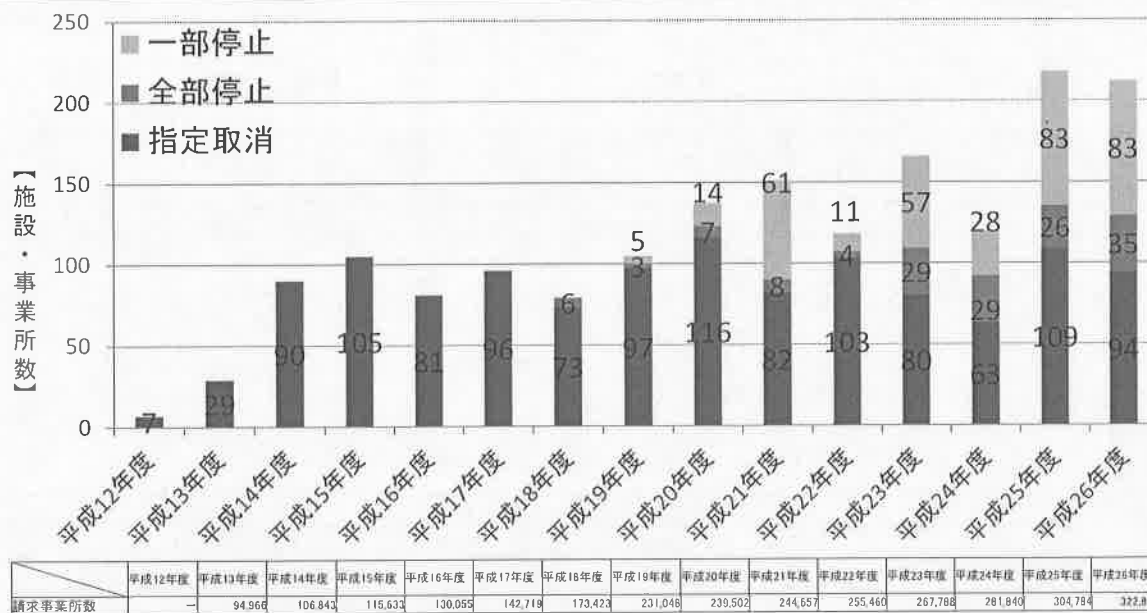
(5) 業務管理体制の整備に関する特別検査の状況（図8）

平成21年度以降、指定取消・効力の停止処分のあった事業所を運営する事業者に対する特別検査については、厚生労働省（本省・地方厚生局）及び自治体において合計189件実施している。

なお、平成26年度単年度では48件実施しており、うち、29件において改善勧告を行っている。

1. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・(図1) 事業所内訳【年度別】(平成12年度～26年度)

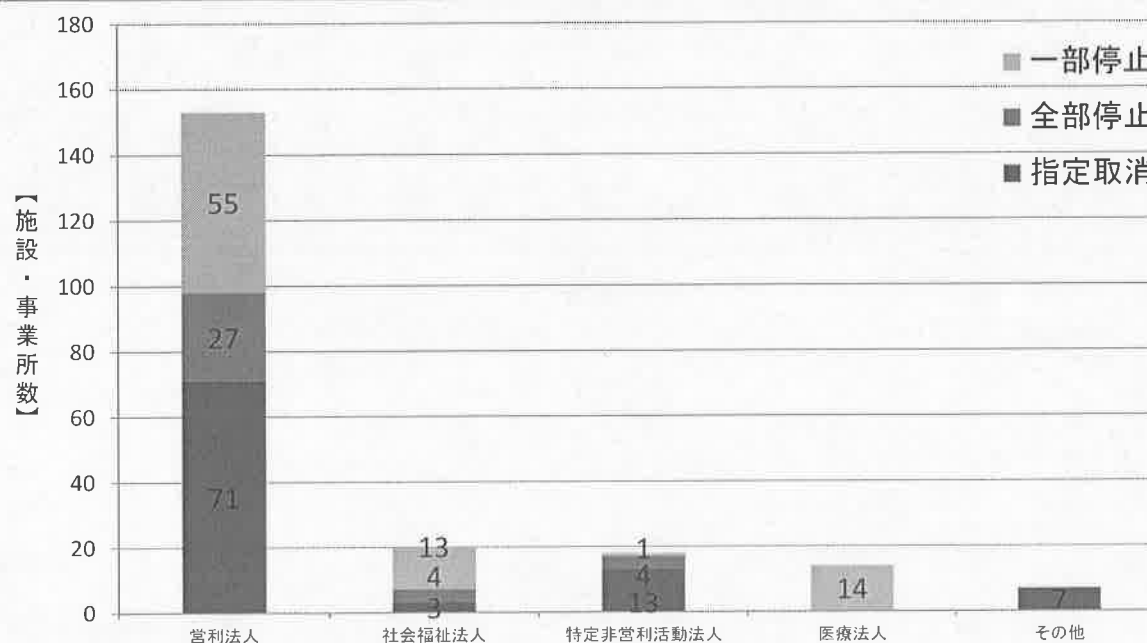
指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 1,714事業所



注: 1) 指定取消の件数には、聴聞通知後廃止(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所)を含む。
2) 効力の停止処分は、平成18年度から施行された。
3) 請求事業所数は、「介護給付費実態調査報告」の各年5月審査分による。

2. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・(図2) 事業所内訳【法人種類別】(平成26年度)

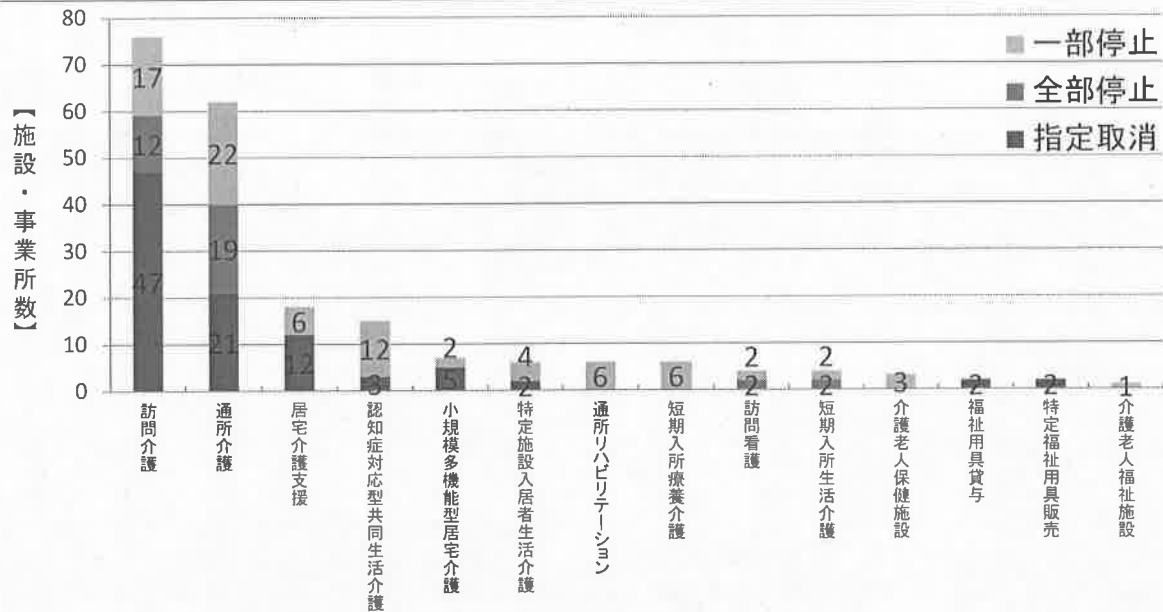
指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 212事業所



注: 指定取消の件数には、聴聞通知後廃止(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所)を含む。

3. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・(図3) 事業所内訳【サービス別】(平成26年度)

指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 212事業所



注: 1) 各サービス毎の件数には、介護予防サービス分を含む。
2) 指定取消の件数には、聴聞通知後廃止(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所)を含む。

6. 指定取消事由の状況(平成26年度)

(図6)

指定取消事由	人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなった	設備及び運営に關する基準に従って適切な運営ができなくなった	要介護者の人格を尊重する義務に違反した	介護給付費の請求に關して不正があった	帳簿書類の提出命令等に從わず、又は虚偽の報告をした	買取に對し、虚偽の書非をし、又は検査を拒み、妨げた	不正の手続きにより指定を受けた	介護保険法その他の法律に關する法律に基づく命令に違反した	その他
根拠条文	第77条第1項第3号	第77条第1項第4号	第77条第1項第5号	第77条第1項第6号	第77条第1項第7号	第77条第1項第8号	第77条第1項第9号	第77条第1項第10号	第77条第1項第1号、第77条第1項第2号、第77条第1項第11号、第77条第1項第12号、第77条第1項第13号
指定訪問介護事業所 (26)	5	10	0	24	12	4	4	3	0
指定通所介護事業所 (12)	4	3	0	9	5	8	2	0	1
指定特定施設入居者生活介護事業所 (1)	0	0	0	1	0	0	0	0	0
指定福祉用具貸与事業所 (1)	0	0	0	0	0	0	1	1	0
指定特定福祉用具販売事業所 (1)	0	0	0	0	0	0	1	1	0
指定居宅介護支援事業所 (12)	3	6	0	9	3	0	1	1	1
指定介護予防訪問介護事業所 (21)	4	3	0	9	5	1	4	9	1
指定介護予防通所介護事業所 (9)	3	2	0	5	4	5	2	0	1
指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所 (1)	0	0	0	1	0	0	0	0	0
指定介護予防福祉用具貸与事業所 (1)	0	0	0	0	0	0	1	1	0
指定特定介護予防福祉用具販売事業所 (1)	0	0	0	0	0	0	1	1	0
指定小規模多機能型居宅介護事業所 (3)	1	3	0	3	0	0	0	0	0
指定認知症対応型共同生活介護事業所 (2)	0	1	1	0	1	0	0	1	0
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 (2)	0	2	0	2	0	0	0	0	0
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 (1)	0	0	1	0	0	0	0	0	0
合計 (94)	20	30	2	63	30	18	17	18	4

注: 1) ()内は平成26年度に指定取消処分を受けた事業所件数である。
2) 指定取消の件数には、聴聞通知後廃止(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所)を含む。
3) 複数の指定取消事由が該当する事業所については、各指定取消事由ごとに計上されるため、指定取消件数と各指定取消事由の合計は一致しない。

7. 指定の効力の停止事由の状況(平成26年度)

指定の効力の停止事由	人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなかった		設備及び運営に関する基準に従って適切な運営ができなくなった		要介護者の人格を尊重する義務に違反した		介護給付費の請求に関して不正があった		帳簿書類の提出命令等に従わず、又は虚偽の報告をした		質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた		不正の手段により指定を受けた		介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律に基づく命令に違反した		その他			
	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部		
指定通所介護事業所	(11)	(6)	1	1	2	2	0	0	10	4	2	5	2	1	0	1	1	0	0	
指定訪問看護事業所	(1)	(1)	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	
指定通所介護事業所	(11)	(10)	5	4	2	4	1	0	3	9	4	2	1	1	6	1	0	0	1	
指定通所リハビリテーション事業所	(3)	(0)	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	
指定短期入所生活介護事業所	(1)	(1)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
指定短期入所療養介護事業所	(3)	(0)	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	
指定特定施設入居者生活介護事業所	(2)	(0)	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
指定居宅介護支援事業所	(6)	(0)	0	0	2	0	0	0	4	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	
指定介護老人福祉施設	(1)	(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
介護老人保健施設	(3)	(0)	0	0	0	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
指定介護予防訪問介護事業所	(6)	(6)	1	1	2	2	0	0	1	0	2	2	2	1	0	0	3	4	0	
指定介護予防訪問看護事業所	(1)	(1)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	
指定介護予防通所介護事業所	(11)	(9)	5	4	1	4	0	0	1	5	4	1	1	1	6	1	2	1	0	
指定介護予防通所リハビリテーション事業所	(3)	(0)	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	
指定介護予防短期入所生活介護事業所	(1)	(1)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
指定介護予防短期入所療養介護事業所	(3)	(0)	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	
指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	(2)	(0)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
指定小規模多機能型居宅介護事業所	(1)	(0)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
指定認知症対応型共同生活介護事業所	(6)	(0)	2	0	1	0	1	0	2	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	(1)	(0)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	(6)	(0)	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	
合計	(83)	(35)	18	12	13	12	3	0	34	18	20	12	12	4	21	4	8	6	5	1

注：1) ()内は平成26年度に指定の効力の停止処分を受けた事業所件数である。
 2) 複数の効力の停止事由が該当する事業所については、各停止事由ごとに計上されるため、停止件数と各停止事由の合計は一致しない。

8. 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施結果(図8) 【年度別】(平成21年度～26年度)

特別検査実施事業者数(合計): 189事業者

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
実施件数		8	37	20	27	49	48	189
実施件数結果内訳	改善勧告件数	2	9	8	19	32	29	99
	行政指導に基づく改善報告件数	0	6	3	2	4	13	28
	その他※	6	22	9	6	13	6	62

※その他の件数は、訪問介護事業所が指定取消となったが、介護予防訪問介護事業所については廃止するため、他に運営する介護事業もないことから、改善指導及び改善勧告を行わなかった場合等の件数である。

(参考)

主な改善勧告理由

- ・法令遵守責任者の役割及び権限が不明確である。
- ・法令違反の未然防止のためのモニタリング態勢やチェック機能が構築されていない。
- ・役員員に対して法令遵守の必要性や理解を深めるための取組を行っていなかったため、法令遵守に対する意識が不足しており、内部牽制体制も働かなかった。

4－(4) 会計検査院「平成27年度決算検査報告」における不適切に支払われた介護給付費の概要

* 件数は全国、金額は国費ベース

【検査の結果】

検査の結果、22事業者に対して117市区町村等が行った平成18年度から27年度までの間における介護給付費の支払が14,428件、72,374,264円が過大となっていて、これに対する国の負担額21,730,3614円が不当と認められる。

これらの事態について、居宅介護支援又は介護サービスの種類の別に示すと次のとおりである。

【通所介護サービス】(事業所規模区分) ※通所リハビリテーションにも関連あり

○会計検査院指摘事項

9事業者は、介護報酬の算定に当たり、事業所の規模区分を誤っていた。

このため、介護給付費の支払いが計9,160件、46,461,193円過大となっていて、これに対する国の負担額14,292,662円は負担の必要がなかった。

※本県での同様の指摘：平成22年度実地検査

○指摘を踏まえての留意事項

【全ての通所系事業所で行うこと】

- 1 事業所規模算定の根拠となる前年度の平均利用延人員数(4月～2月)については、全通所系事業所が必ず算定表を作成すること。
その際、計算誤り等のないよう、十分留意すること。
- 2 算定の結果、前年度の規模区分から変更がある場合は、毎年3月15日までに、翌4月分からの介護給付費算定の届出書及び添付書類を所管県民局に提出すること。
- 3 算定の結果、前年度の規模区分から変更が無い場合は、事業所において算定表を保管すること。

※ 介護保険適正化システムにより、請求件数と規模の区分の一致に疑義のある事業所は抽出される。その場合は、各県民局から規模区分の再確認等の指示があるので従うこと。

なお、事業所規模の算定は、各事業所が自主的に責任をもって対応することが原則であり、書類の作成、提出、保管、報酬請求等は適切かつ確実にいき、後から報酬返還等を要することが起きないように十分に留意すること。

【その他の介護サービス】

介護療養施設サービス、介護保健施設サービス、介護福祉施設サービス、短期入所生活介護サービス及び通所リハビリテーションサービスの5介護サービスについて、7事業者は、単位数の算定を誤るなどして介護報酬を過大に算定していた。このため、介護給付費の支払いが計4,739件、16,937,505円過大となっていて、これに対する国の負担額5,014,159円は負担の必要がなかった。

5 虐待防止・高齢者の権利擁護

<岡山県長寿社会課ホームページ掲載>

- 岡山県高齢者虐待防止ガイドライン
<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-27611.html>
- 身体拘束のないケアの実現に向けて
<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-41109.html>
- ケア従事者のための身体拘束ゼロハンドブック
<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-79991.html>
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況について
<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-12918.html>

I 高齢者虐待防止法

1 高齢者虐待防止法の成立

近年、我が国においては、介護保険制度の普及、活用が進む中、一方では高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄・放任等が、家庭や介護施設などで表面化し、社会的な問題となっています。

平成17年11月1日に国会において「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）が議員立法で可決、成立し、平成18年4月1日から施行されています。

2 「高齢者虐待」の捉え方

(1) 高齢者虐待防止法による定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」とは65歳以上の者と定義されています（高齢者虐待防止法（以下特に法律名を明記しない限り同法を指します。）第2条1項）。

また、高齢者虐待を「養護者による高齢者虐待」及び「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分けて次のように定義しています。

ア. 養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。

養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う次の行為とされています。

- i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
- v 経済的虐待：養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

イ. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う上記 i ～ v の行為です。

「養介護施設」又は「養介護事業」に該当する施設・事業は以下のとおりです。

高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲（高齢者虐待防止法第2条）

区 分	老人福祉法による規定	介護保険法による規定
養介護施設	<ul style="list-style-type: none">・老人福祉施設・有料老人ホーム	<ul style="list-style-type: none">・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・地域密着型介護老人福祉施設・地域包括支援センター
養介護事業	<ul style="list-style-type: none">・老人居宅生活支援事業	<ul style="list-style-type: none">・居宅サービス事業・地域密着型サービス事業・居宅介護支援事業・介護予防サービス事業・地域密着型介護予防サービス事業・介護予防支援事業
養介護施設従事者等	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者	

(2) 「高齢者虐待」の捉え方と対応が必要な範囲について

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を上記のように定義していますが、これらは、広い意味での高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えた上で、高齢者虐待防止法の対象を規定したものとすることができます。

また、介護保険制度の改正によって実施される地域支援事業（包括的支援事業）のひとつとして、市町村に対し、「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の高齢者の権利擁護のための必要な援助を行う事業」（介護保険法第115条の4第1項第4号）の実施が義務付けられています。

このため、市町村は、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい事例であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要があります。

3 養介護施設の設置者、養介護事業者の責務

養介護施設の設置者及び養介護事業を行う者は、従事者に対する研修の実施のほか、利用者や家族からの苦情処理体制の整備その他従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じなければなりません（法第20条）。

4 高齢者虐待の防止に向けた基本的視点

<基本的な視点>

(1) 発生予防から虐待を受けた高齢者の生活の安定までの継続的な支援

高齢者虐待防止対策の目標は、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう支援することです。

高齢者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、高齢者の権利擁護を理念とする切れ目ない支援体制が

必要です。

(2) 高齢者自身の意思の尊重

高齢者虐待は児童虐待と異なり、「成人と成人」との人間関係上で発生することがほとんどです。「被害者－加害者」という構図に基づく対応ではなく、介護保険制度の理念と同様、高齢者自身の意思を尊重した対応を行うことが必要です。

(3) 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

高齢者虐待の問題では、虐待を未然に防止することが最も重要な課題です。そのためには、家庭内における権利意識の啓発、認知症等に対する正しい理解や介護知識の周知などのほか、介護保険制度等の利用促進などによる養護者の負担軽減策などが有効です。

また、近隣とのつきあいがなく孤立している高齢者のいる世帯などに対し、関係者による働きかけを通じてリスク要因を低減させるなど、高齢者虐待を未然に防ぐための積極的な取組が重要となります。

(4) 虐待の早期発見・早期対応

高齢者虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し高齢者や養護者・家族に対する支援を開始することが重要です。民生委員や自治会・町内会等の地域組織との協力連携、地域住民へ的高齢者虐待に関する啓発普及、保健医療福祉関係機関等との連携体制の構築などによって、虐待を未然に防いだり、仮に虐待が起きても早期に発見し対応できる仕組みを整えることが必要です。

(5) 高齢者本人とともに養護者を支援する

在宅で養護者による虐待が起きる場合には、虐待している養護者を加害者として捉えてしまいがちですが、介護疲れなど養護者自身が何らかの支援を必要としている場合も少なくありません。また、他の家族等の状況や経済状況、医療的課題、近隣との関係など様々な問題が虐待の背景にあることを理解しておく必要があります。

高齢者虐待の問題を高齢者や養護者のみの問題として捉えるのではなく、家庭全体の状況からその家庭が抱えている問題を理解し、高齢者や養護者・家族に対する支援を行うことが必要です。

(6) 関係機関の連携・協力によるチーム対応

高齢者虐待の発生には、家庭内での長年の歴史を基にした人間関係や介護疲れ、金銭的要因など様々な要因が影響しており、支援にあたっては高齢者や養護者の生活を支援するための様々な制度や知識が必要となります。そのため、発生予防から通報等による事実確認、高齢者の生活の安定に向けた支援にいたる各段階において、複数の関係者が連携を取りながら高齢者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして虐待事例に対応することが必要です。

<留意事項>

その1 虐待に対する「自覚」は問わない

高齢者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応すべきです。

その2 高齢者の安全確保を優先する

高齢者虐待に関する通報等の中には、高齢者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想されます。

入院や措置入所などの緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができないときでも高齢者の安全確保を最優先する必要があります。その場合、養護者に対しては関係者からのアプローチや仲介によって信頼関係を構築したり支援を行うなど、時間をかけた対応が必要となることもあります。

その3 常に迅速な対応を意識する

高齢者虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化することが予想されるため、通報や届出がなされた場合には迅速な対応が必要です。また、虐待は夜間や休日にも発生するものであるため、地域で夜間や休日においても相談や通報、届出や緊急の保護に対応できるようにし、関係者や住民に周知する必要があります。

その4 必ず組織的に対応する

高齢者虐待の事例に対しては、担当者一人の判断で行うことを避け組織的な対応を行うことが必要です。

相談や通報、届出を受けた職員は、早急に高齢者虐待担当の管理職やそれに準ずる者などに相談し、相談等の内容、状況から緊急性を判断するとともに、高齢者の安全や事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく必要があります。

特に、高齢者の安全や事実確認のための調査では、担当者一人への過度の負担を避け、また客観性を確保するなどの視点から、複数の職員で対応することを原則とします。

その5 関係機関と連携して援助する

複合的な問題を抱える事例に対しては、問題への対応機能を有した機関との連携が不可欠であり、地域包括支援センターが構築する「高齢者虐待防止ネットワーク」を活用することが有効です。

ネットワークの運営は地域包括支援センターの業務ですが、各機関の代表者等による会議とともに、個別の事例に対応するための担当者レベルでのケース会議が必要となります。ケース会議では、事例に対する援助方針やキーパーソン、各機関の役割分担、連絡体制等を定めて援助内容を決定するとともに、定期的なモニタリングによる援助内容の評価や再調整を行います。

その6 適切に権限を行使する

高齢者虐待防止法では、虐待によって生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため、市町村が適切に老人福祉法の規定による措置を講じ、又は成年後見開始の審判の請求をすることを規定しています（第9条）。高齢者の安全を最優先に考え、必要がある場合には、適切に行政権限を行使することが必要です。

家族の意に反し措置を実施するなどの事例は数年に1回となるなど少ない頻度となることも想定されます。そういった場合でも適切に権限を発動するためには、組織内での実施ルールの確定、予算措置、実践事例の収集や蓄積、研修など、実施を想定した体制を構築することが望まれます。

Ⅱ 身体拘束廃止に向けて

【指定介護老人福祉施設に係る基準省令（平成11年厚生省令第39号）第11条その他基準省令関係条文】→岡山県条例においても規定

「当該入所者（利用者）又は他の入所者等（利用者等）の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。」

【身体拘束禁止の対象となる具体的行為】

1. ひも等を使用して身体の動きを制限する
 - （1）徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。
 - （2）転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - （3）点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
 - （4）他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
2. ベルト等を使用して身体の動きを制限する。

車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
3. ベッド柵を使用して行動を制限する。

自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む。
4. ミトン型の手袋等をつけて手指の動きを制限する。

点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の動きを制限するミトン型の手袋等をつける。
5. 椅子などを使用して行動を制限する。

立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
6. つなぎ服を使用して、動きを制限する。

脱衣やおむつはずしを制限するためにつなぎ服を着せる。
7. 過剰に薬を使用して行動を制限する。

行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。
8. 鍵をかけた部屋に隔離する。

自分で開けることのできない居室等に隔離する。

【身体拘束が「やむを得ない」と認められる3要件】

・ ・ 全て満たしてはじめて「やむを得ない」ということができる。

1. 切迫性＝本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる危険性が著しく高いこと。
2. 非代替性＝身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
3. 一時性＝身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

以上の3要件を満たすことなく身体拘束に当たる行動制限等を行った場合、基準省令違反であり、虐待に当たるおそれもあります。

身体拘束廃止に向けてまずなすべきことー五つの方針ー ～「身体拘束ゼロへの手引き」より～

【トップが決意し、施設や病院が一丸となって取り組む】

組織のトップである施設長や病院長、そして看護・介護部長等の責任者が「身体拘束廃止」を決意し、現場をバックアップする方針を徹底することが重要です。そのためには施設長をトップとした「身体拘束廃止委員会」を設置し、施設・病院全体で身体拘束廃止に向けて現場をバックアップしてください。

【みんなで議論し、共通の意識をもつ】

身体拘束の問題は、個人それぞれの意識の問題でもあります。そのため、身体拘束の弊害をしっかりと認識し、どうすれば身体拘束を廃止できるかを、トップも含めてスタッフ間で十分に議論し、みんなで問題意識を共有していく努力が求められます。

【まず、身体拘束を必要としない状態の実現を目指す】

個々の高齢者についてももう一度心身の状態を正確にアセスメントし、身体拘束を必要としない状態を作り出す方向を追求していくことが重要です。

問題行動がある場合も、そこには何らかの原因があるのであり、その原因を探り、取り除くことが大切です。

【事故の起きない環境を整備し、柔軟な応援態勢を確保する】

身体拘束の廃止を側面から支援する観点から、転倒等の事故防止対策を併せて講じる必要があります。

そのためには、転倒や転落などの事故が起きにくい環境づくり（手すりを付ける、足元に物を置かない、ベッドの高さを低くするなど）と、スタッフ全員で助け合える態勢づくり（対応が困難な場合について、柔軟性のある態勢の確保）が重要となります。

【常に代替的な方法を考え、身体拘束するケースは極めて限定的に】

身体拘束せざるを得ない場合についても、本当に代替する方法はないのか真剣に検討することが求められます。

「仕方がない」「どうしようもない」とみなされて拘束されている人はいないか、拘束されている人については「なぜ拘束されているのか」を考え、まず、いかに拘束を解除するかを検討することから始める必要があります。

基準省令において「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」は身体拘束が認められていますが、この例外規定は極めて限定的に考え、全ての場合について身体拘束を廃止していく姿勢を堅持することが重要です。

「養介護施設従事者等」と施設・事業所の責務 (1)

●「養介護施設従事者等」とは

法律では「養護者」と「養介護施設従事者等」による高齢者(=65歳以上の人)への虐待を定義



●「養護者」とは

日常的に世話をしている家族・親族・同居人などの、高齢者を現に養護している人

●「養介護施設従事者等」とは

老人福祉法・介護保険法に定める養介護施設・事業所の業務に従事する人

「養介護施設従事者等」と施設・事業所の責務 (2)

●「養介護施設・事業所」と「従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉施設 有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> 老人居宅生活支援事業 	「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 地域密着型介護老人福祉施設 地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> 居宅サービス事業 地域密着型サービス事業 居宅介護支援事業 介護予防サービス事業 地域密着型介護予防サービス事業 介護予防支援事業 	

(出典：厚生労働省老健局『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』, 2006)

「養介護施設従事者等」と施設・事業所の責務 (3)

● 養介護施設・事業所の責務

- ① 養介護施設従事者等へ研修を実施する
- ② 利用者や家族からの苦情処理体制を整備する
- ③ その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じる (高齢者虐待防止法第20条)

！ 高齢者虐待の防止・発見・対応の責任は、従事者個人の問題だけではなく、施設・事業所そのものにもある

＊ 養護者から虐待を受けた高齢者の保護(「やむをえない事由」による措置)、養護者の支援(短期入所等)、地域の高齢者虐待防止ネットワーク等に協力する場合も

成年後見制度

せいねんこうけんせいど
— 詳しく知っていただくために —



- 成年後見制度とは？……………1
- 成年後見制度を利用するための申立てについて ……3
- 成年後見人の仕事について ……6
- 後見制度支援信託について ……8
- 任意後見制度について ……11
- 成年後見登記制度について ……12

家庭裁判所

1 成年後見制度とは？

成年後見制度とは
どのような制度なのですか？



どのような種類があるのですか？

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（ここでは「本人」といいます。）について、本人の権利を守る後見者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

● 判断能力が不十分になる前に→任意後見制度
将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、「誰に」、「どのような支援をしようか」をあらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」が利用できます。
▶詳しくは11ページ

● 判断能力が不十分になってから→法定後見制度
家庭裁判所によって、後見者として成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が選ばれた「法定後見制度」が利用できます。利用するためには、家庭裁判所に管轄の申立てをします。
本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの制度を利用できます。▶事例は2ページ



法定後見制度の3種類

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分の方	判断能力が不十分の方
申立てができる方	本人、配偶者、四親等内の親族、扶養者、市区町村長など	本人、配偶者、四親等内の親族、扶養者、市区町村長など	本人、配偶者、四親等内の親族、扶養者、市区町村長など
必ず与えられる権限	財産管理（第1）以外の事項について代理権（第2）、取済権（日常生活に関する行為を除く）	● 特定の事項（第1）について代理権（第2）、取済権（日常生活に関する行為を除く） ● 特定の事項（第1）以外の事項について代理権（第2）、取済権（日常生活に関する行為を除く） ● 特定の法律行為（第3）について代理権	● 特定の事項（第1）の一部について代理権（第2）、取済権（日常生活に関する行為を除く） ● 特定の法律行為（第3）について代理権
申立てにより与えられる権限	—	—	—
制度を利用した場合の責務などの制限	● 医師、介護士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど	● 医師、介護士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど	● 医師、介護士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど

- *1 民法13条1項に掲げられている借主、新築行為、相続の承認や放棄、承認や取り消しなどの事項をいいます。ただし、日用品の購入などを日常生活に関する行為は除かれます。
- *2 本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利でないに限り、同意がない本人の行為を取り消すことができます。
- *3 民法13条1項に掲げられている借主を要する行為に限られます。

2 成年後見制度を利用するための申立てについて

申立ては、どこの家庭裁判所にすればよいのですか？

本人の住所地を管轄する家庭裁判所してください。
管轄の家庭裁判所が分からない場合は最寄りの家庭裁判所におたずねください。

誰が、申立てをすることができるのですか？

申立てをすることができる方は、本人、配偶者、四親等内の親族(※5)などに限られています。
その他に市区町村長が申し立てることができます。

- ※5 四親等内の親族とは、主に次の方たちです。
- 親、祖父母、子、孫、ひ孫
 - 兄弟姉妹、甥、姪
 - 配偶者の親、子、兄弟姉妹

申立てに必要な書類や費用などは、どのようになっているのですか？

申立てに必要な書類や費用のうち、主なものは次のとおりです。

- 申立書 (※6)
- 診断書 (成年後見用) (※6)
- 申立手数料 (1件につき800円分の収入印紙) (※7)
- 登記手数料 (2,600円分の収入印紙) (※8)
- 郵便切手 (※9)
- 本人の戸籍謄本 (※10) など

詳しくは、家庭裁判所に用意されている一覧表などでご確認ください。

鑑定について

本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するため、医師による鑑定を行うことがあります。この場合は、鑑定料が必要になります。
鑑定料の額は個々の事案によって異なります。
鑑定が必要となる事案では、申立ての時に鑑定料をあらかじめ納めていただくことがあります。

申立てに必要な費用は、鑑定料を含め原則として申立人が負担します。
なお、経済的に余裕のない方には、日本司法支援センター(法テラス)による申立著作作成費用及び鑑定料の立替えなど民事法律扶助の各種補助を利用できる場合があります。詳しくは法テラスコールセンター(0570-078374)へお電話ください。

※6 医師は家庭裁判所へ入手です。また、裁判所のウェブサイトから入手することもできます。費用をご確認ください。
※7 民法や民法施行法において、代理権や同意権を付与する書類を同時に申し立てる場合は、これらの申立てそれぞれにつき収入印紙500円分が必要となります。
※8 額については、申立てを管轄する家庭裁判所にご確認ください。
※9 本人の本籍地の市区町村役場でお取りください。

どのような場合に、法定後見制度を利用するのですか？

法定後見制度を利用した例として、次のような事例をご紹介します。

後見

本人は5年ほど前から認知症の症状が見られるようになり、2年前からは入院しています。ある日、本人の弟が死亡し、本人が弟の財産を相続することになりました。弟には負債がなく、困った本人の妻は本人のために相続放棄の手続きをとりたいと考えました。

本人の妻が後見開始の審判の申立てを行い、家庭裁判所の審理を経て、本人について後見が開始されました。成年後見人には妻と司法書士が選任され、妻が本人の入院費などを、司法書士が相続放棄の手続きや本人の財産管理を、それぞれ行うことになりました。

保佐

本人は一人暮らしをしていましたが、最近認知症の症状が進み、買い物の際に1万円札を出したから千円札を出したか分からなくなることなどが多くなり、日常生活に支障が出てきました。そこで、本人は親類に住む長男と同居することになり、今まで住んでいた自宅の土地・建物を売却することになりました。

長男が保佐開始の審判の申立てをし、あわせて土地・建物を売却すること及び売却代金を管理することについての代理権付与の審判の申立て(※4)を行いました。家庭裁判所の審理を経て、本人について保佐が開始され、長男が保佐人として選任され土地売却等についての代理権と与えられました。長男は、家庭裁判所から別途申し立てた居住用不動産の処分についての許可の審判を受け、本人の自宅を売却することができました。

補助

本人は最近、訪問販売員から必要のない高額な品物をいくつも購入するなど、軽度の認知症の症状が見られるようになっています。ある日、同居中の次女が外出している間に、訪問販売員に勧められ、定額預金を解約して必要のない高額の商品を購入してしまいました。

次女が補助開始の審判の申立て(※4)をし、あわせて本人が高額な商品を購入することについての同意権付与の審判の申立て(※4)をしました。家庭裁判所の審理を経て、本人について補助が開始され、次女が補助人に選任されました。次女には同意権が与えられ、本人が次女に断りなく高額な商品を購入してしまっただけの場合には、次女がその取り消しをすることができるようになりました。

※4 保佐人に代理権を与える審判をする場合や、補助開始の審判や補助人に同意権、代理権を与える審判をする場合には、本人の同意が必要となります。



一般的な手続の流れ

市区町村・民間団体等

- 市区町村に設置されている地域包括支援センター、日本司法支援センター（法テラス）、成年後見制度に関わる専門職の団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、税理士会など）に、成年後見制度を利用するための手続、必要な書類、成年後見人等になってくれる方の確保などについて、あらかじめ相談することができます。

家庭裁判所

【手続案内】

- 後見等の開始の手続の流れや、申立てに必要な書類等について、ご説明します（説明用のDVDも用意しております。）。

【申立て】

- 申立てには、申立書などの書類や、申立手数料などの費用が必要です。（▶詳しくは3ページ）
- 来庁する日時について、電話で予約をしていただく家庭裁判所もあります。



【審問・調査・鑑定等】

- 申立て後、裁判所の職員が、申立人、後見人候補者、本人から事情をうかがったり、本人の親族に後見人候補者についての意見を照会することがあります。また、必要に応じて、裁判官が事情をたずねること（審問）もあります。
- 本人の判断能力について、鑑定を行うことがあります。

【審判（後見等の開始・成年後見人等の選任）】

- 家庭裁判所は、後見等の開始の審判をすると同時に、最も適任と思われる方を成年後見人等に選任します。
- 審判は、不服申立てがなければ、成年後見人等が審判官を受領してから2週間後に確定します。審判に不服がある本人、配偶者、四親等内の親族（申立人を除く）は、この2週間の間に不服申立て（抗告）の手続をとることができます。

成年後見人の仕事

について
▶詳しくは6ページ

後見制度支援信託

について
▶詳しくは8ページ

成年後見登記制度

について
▶詳しくは12ページ

成年後見人にはどのような方が選ばれますか？



- 家庭裁判所が、最も適任だと思われる方を選任します。本人が必要とする支援の内容などによっては、申立ての際に挙げられた候補者以外の方（弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士等の専門職や、法律又は福祉に関わる法人など）を選任して、後見事務を行っていただくことがあります。また、本人に一定額以上の財産がある場合には、本人の財産を適切に管理するため、専門職を成年後見人に選任したり、後見制度支援信託（▶後見制度支援信託の詳細については8ページ）を活用したりする運用が一般的になっています。
- 本人に対して訴訟をしたことがある、破産者である、以前に成年後見人を務めさせられたことがあるなど、一定の事由がある方は、成年後見人となることができません。
※成年後見人から請求があった場合には、家庭裁判所の判断により、本人の財産から報酬が支払われることとなります。

成年後見人候補者以外の者が選ばれた場合には、不服申立てができますか？

誰を成年後見人等に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服申立てをすることはできません。

申立てをした後に、取下げをすることは可能ですか？

申立てをすると、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることができません。例えば、申立人が希望する人が成年後見人等に選任されそうにないという理由では、原則として取下げは認められません。

申立てのきつかけとなった問題が解決した後は、辞めていいのですか？

成年後見人としての仕事は、申立てのきつかけとなった問題が解決した後も続きます。詳しくは7ページを参照してください。

3 成年後見人の仕事について

※以下の説明は保佐人、補助人にもあてはまります。

成年後見人の役割は何ですか？



- 成年後見人の役割は、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、財産を管理したり必要な契約を結んだりすることによって、本人を保護・支援することです。
- 成年後見人の仕事は、本人の財産管理や契約などの法律行為に關するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人の仕事ではありません。

成年後見人は、具体的には、次のようなことを行います

まずは

①財産目録を作る

本人の財産の状況などを明らかにし、成年後見人選任後1か月以内に、家庭裁判所に財産目録を出します。

②今後の予定を立てる

本人の意向を尊重し、本人にふさわしい暮らし方や支援の仕方を考えて、財産管理や介護、入院などの契約について、今後の計画と収支予定を立てます。

日々の生活で

本人の財産を管理する
本人の預金通帳などを管理し、収入や支出の記録を残します(※11)。



必要に感じ

本人に代わって契約を結ぶ
介護サービスの利用契約や、施設への入所契約などを、本人に代わって行います。

仕事の状況を

家庭裁判所に報告する
家庭裁判所に対して、成年後見人として行った仕事の報告をし、必要な指示等を受けます(これを「後見監督」といいます。)



【注意】成年後見人は本人の財産を適切に維持管理しなければなりません。

成年後見人は、本人の利益のために、本人の財産を適切に維持し管理する義務を負っています。保佐人、補助人も、与えられた権限の範囲内で同様の義務を負っています。

そのため、たとえ本人と成年後見人が親族関係にある場合でも、あくまで「他人の財産を預かって管理している」という意識を持って、成年後見人の仕事に取り組みることが大切です。

成年後見人が本人の財産を法的に運用することや、自らのために使用すること、親族などに贈与・貸付をすることなどは、原則として認められません。

成年後見人が、家庭裁判所の許可なしに、本人の財産から報酬を受けようとする場合は認められていません。成年後見人が本人の財産を不適切に管理した場合は、成年後見人を解任されるほか、損害賠償請求を受けると民事責任を問われたり、業務上横領などの罪で刑事責任を問われたりすることもあります。

親族などに贈与・貸付け

自らのために使用すること



成年後見人の任期はいつまでですか？

- 通常、本人が病氣などから回復し判断能力を取り戻したり、亡くなるまで、成年後見人としての仕事は続きます。申立てのきつかけとなつた当初の目的（例えば、保険金の受領や遺産分割など）を果たしたら終わりというものではありません。
 - 成年後見人を辞任するには、家庭裁判所の許可が必要となり、それも正当な事由がある場合に限られます。
- ただし、補助人は、代理権が付与された特定の法律行為が完了するなどした場合には、代理権や同意権を取り消す審判を申し立てるなどして、その仕事を終えることができる場合があります。

家庭裁判所では、成年後見人の仕事と責任についてわかりやすく説明したDVDも用意しております。

※11 本人の財産状況を把握するなど成年後見人の仕事を円滑に行うに当たって必要な場合には、家庭裁判所の審判によって、本人宛ての郵便物を成年後見人に転送してもらうことができます(保佐人、補助人はできません)。

4 後見制度支援信託について

こうけんせいど しんぶんせいど しえんしんたぐ

後見制度支援信託とはどのようなものですか？

後見制度支援信託は、本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことです(※12)(※13)。本人の財産を適切に保護するための方法の一つです。信託財産は、元本が保証され、預金保険制度の保護対象にもなります。

後見制度支援信託を利用すると、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするにはあらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要です。

※12 成年後見と未成年後見において利用することができません。保佐、補助及び任意後見では利用できません。

※13 信託することのできる財産は、金銭に限られます。



後見制度支援信託を利用する場合の手続の流れはどのようになりますか？

財産を信託する信託銀行等や信託財産の額などについては、原則として弁護士、司法書士等の専門職後見人が本人に代わって決めた上、家庭裁判所の指示を受けて、信託銀行等との間で信託契約を締結します。



専門職後見人

後見制度支援信託の利用の可否についての検討

専門職後見人は、本人の生活状況や財産状況を踏まえ、後見制度支援信託の利用に値しているか検討します。

家庭裁判所に信託契約をする旨の報告書提出

専門職後見人は、後見制度支援信託の利用に適しているかどうかを判断した場合は、①信託する財産の種類、②親族後見人が日常的な支出に充てるための額などを決定し、家庭裁判所に報告書を出します(専門職後見人が後見制度支援信託の利用に適さないか判断した場合は、家庭裁判所は、その意見を聞いて再検討します)。

信託契約締結

家庭裁判所は、報告書の内容を確認し、後見制度支援信託の利用に適しているかどうかを判断した場合は、専門職後見人に指示書を発行します。その後、専門職後見人は利用する信託銀行等に指示書を出し、信託契約を締結します。

専門職後見人が辞任 親族後見人への財産の引継ぎ

専門職後見人は、関与の必要がなくなれば辞任します(当初専門職後見人のみ選任されている場合は、この段階で親族後見人を選任します)。辞任後、専門職後見人から親族後見人に対し、専門職後見人が管理していた財産の引継ぎが行われます。

5 任意後見制度について

任意後見制度とは、どのような制度なのですか？

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自ら選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、養育費や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を、公証人の作成する公正証書によって結んでおくものです。



任意後見契約を結ぶためには、どのくらいの費用がかかるのですか？

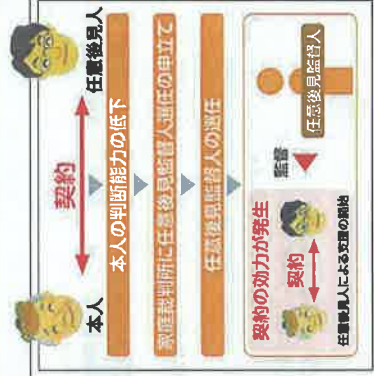
次のような費用がかかります。

- 公正証書作成の基本手数料（11,000円）
- 登記簿託手数料（1,400円）
- 法務局に納付する印紙代（2,600円）
- その他（本人に交付する正本等の用紙代、登記簿託書郵送用の切手代など）

任意後見契約は

いつから効力を持つのですか？

- 本人の判断能力が低下した場合は、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。
- この手続を申し立てることができるのは、本人やその配偶者、任意後見受任者、四親等内の親族などです。
- 任意後見監督人選任の申立てをする必要が生じた場合は、家庭裁判所におたずねください。



後見制度支援信託を利用するためには、どのような費用がかかるのですか。

後見制度支援信託を利用すると、通常、信託契約の締結に関与した専門職後見人に対する報酬と信託銀行等に対する報酬が必要となります。専門職後見人に対する報酬は、家庭裁判所が、専門職後見人が行った仕事の内容や本人の資産状況等のいろいろな事情を考慮して決めます。信託銀行等に対する報酬については信託商品や信託財産額によって異なりますので、信託銀行等にお問い合わせください。

後見制度支援信託を利用した場合は、後見人の日常的な財産管理はどうなりますか。

信託した財産は信託銀行等で管理されますので、後見人は、年金の受取や施設入所等のサービス利用料の支払といった日常的に必要な金銭を管理します。本人の収入よりも支出の方が多くなるが見込まれる場合には、信託財産から必要な金額が定期的に送金されるようにすることができます。

信託契約締結後、本人に多額の支出が必要になって、後見人が手元で管理している金銭だけでは足りない場合はどうすればよいですか。

家庭裁判所に必要な金額とその理由を記載した報告書（書式は家庭裁判所にあります。）を裏付け資料とともに提出してください。家庭裁判所は、報告書の内容に問題がないと判断すれば指示書を発行しますので、それを信託銀行等に提出し、必要な金銭を信託財産から払い戻してください。また、本人の収支状況の変更により信託財産から定期的に送金される金額を変更したい場合や、事情により信託契約を解約する必要があるが生じた場合についても、家庭裁判所に報告書（書式は家庭裁判所にあります。）を提出して指示書の発行を受ける必要があります。

信託契約締結後、本人に随時的収入があったり、黒字分が貯まったりして、後見人が管理する金銭が多額になった場合はどうすればよいですか。

通常使用しない金銭については、家庭裁判所に追加信託の報告書（書式は家庭裁判所にあります。）を裏付け資料とともに提出してください。家庭裁判所は、報告書の内容に問題がないと判断すれば指示書を発行しますので、それを信託銀行等に提出し、追加信託をしてください。なお、黒字分が貯まって後見人が管理する金銭が多額になる見込みの時期に、後見人から自主的な報告書の提出がない場合は、家庭裁判所から追加信託を求められることがあります。

登記されていないことの証明申請書の書き方

申請書は、最寄りの法務局・地方法務局から取り寄せることができるほか、法務省のホームページ（<http://www.moj.go.jp/>）からダウンロードすることも可能です。

1 自分の証明書を申請する場合 (乙中花子さんが自分の証明書を申請する場合)

- 請求される方、証明を受ける方はいづれも花子さんとなります。

2 本人の配偶者又は 四親等内の親族が申請する場合 (甲野秋男さんが父の甲野太郎さんの証明書を申請する場合)

- 請求される方は秋男さん、証明を受ける方は太郎さんとなります。
- 本人との関係を証明する戸籍簿（抄）[※]などを添付します。

「登記されていないことの証明申請書」
02 乙中花子

申請人：乙中花子
住所：〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

請求される方：乙中花子
証明を受ける方：乙中花子

戸籍簿（抄）添付： 添付 不添付

備考欄： 乙中花子

「登記されていないことの証明申請書」
02 甲野秋男

申請人：甲野秋男
住所：〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

請求される方：甲野秋男
証明を受ける方：甲野太郎

戸籍簿（抄）添付： 添付 不添付

備考欄： 甲野秋男

成年後見制度についてのお問い合わせ先

成年後見制度についてのご相談は

法的なトラブルを解決するためには、後立つ法制度理解や、最も適切な相談窓口の情報を提供いたします。

任意後見契約については

後見制度支援信託について詳しく知りたい方は

成年後見の申立てを行うための
手続、必要書類、費用等については

各市区町村の 地域包括支援センター

- 法定後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市区町村もあります。詳しくは、各市区町村の窓口へおたずねください。
- 障害者の方の相談窓口は、市区町村及び市区町村が委託した指定相談支援事業者となりますので、ご注意ください。

日本司法支援センター 法テラス

<http://www.houterasu.or.jp/>

法的トラブルで困った時には
0570-078374

- 固定電話でなければ、全国どこからでも3分8.5円（税別）で連絡することができます。
- IP電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。
- ウェブサイトから、電子メールによる問い合わせも受け付けています。

日本公証人連合会 (TEL 03-3502-8050)

<http://www.koshonin.gr.jp/>

または
全国の公証役場

一般社団法人信託協会リーフレット

「後見制度をバックアップ・後見制度支援信託」
(<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/data/data04panfu.html>)

◆裁判所ウェブサイトのご案内

裁判所 検索

<http://www.courts.go.jp/>



6 利用者の安全確保（防災、防犯）対策

(1) 防災対策

老総発 0131 第 1 号
 老高発 0131 第 1 号
 老振発 0131 第 1 号
 老老発 0131 第 1 号
 平成 29 年 1 月 31 日

各 都道府県 介護保険主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局総務課 長
 (公印省略)
 高齢者支援課 長
 (公印省略)
 振興課 長
 (公印省略)
 老人保健課 長
 (公印省略)

同通知では、都道府県・市区町村が、管内の介護保険施設等の水害・土砂災害を含む非常災害時の計画の策定状況や避難訓練の実施状況(実施時期等)を点検し、計画が策定されていない場合や避難訓練が実施されていない場合は管内の介護保険施設等に対し指導・助言を行い、その結果について都道府県・市区町村ごとに把握し、厚生労働省に対し報告していただくようお願いさせていただいたところです。

これに基づき、貴職におかれましては、貴管内の市区町村に対し、市区町村が指定した介護保険施設等の計画の策定状況・避難訓練の実施状況を点検し、必要に応じ指導・助言を行い、その結果について貴職宛て報告するよう求めるとともに、貴職の指定に係る介護保険施設等における非常災害時の計画の策定状況、避難訓練の実施状況の現状を点検し、必要に応じ指導・助言を行い、その結果及び市区町村から受けた報告をとりまとめ、当省に報告していただきたく、具体的には下記の方法により実施いたしますので、ご協力をお願いいたします。

なお、本通知につきましては、内閣府や消防庁等関係省庁及び省内関係部局と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 点検項目

(非常災害対策計画の策定状況)

- ① 水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた非常災害対策計画が策定されているか。
- ② ①で策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含まれているか。

- ・介護保険施設等の立地条件
- ・災害に関する情報の入手方法
- ・災害時の連絡先及び通信手段の確認
- ・避難を開始する時期、判断基準
- ・避難場所
- ・避難経路
- ・避難方法
- ・災害時の人員体制、指揮系統
- ・関係機関との連携体制

介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の

点検及び指導・助言について

平成 28 年 8 月 31 日に、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第 10 号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

介護保険施設等は、自力避難困難な方も多く利用されていることから、介護保険施設等においては、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があり、「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」(平成 28 年 9 月 9 日 老総発 0909 第 1 号、老高発 0909 第 1 号、老振発 0909 第 1 号、老老発 0909 第 1 号)に基づき、介護保険施設等の非常災害対策に万全を期するよう、指導をお願いしたところです。

(避難訓練の実施状況)

① 平成 28 年内に水害・土砂災害の場合を含む地域の実情に応じた災害に係る避難訓練が実施されたか。

② ①がされていない場合、平成 28 年度内に実施する予定はあるか。

※ 策定すべき非常災害対策計画の内容について

火災・地震に関する計画に加え、今般の事案において風水害による甚大な被害が生じたことを踏まえ、また、昨今の気象状況から台風や風害に関する被害はどの地域でも起こりうると考えられることから、それぞれの施設の属する地域・地形などを考慮し、起こりうる災害に対して網羅的に対応できているかについて確認すること。なお、起こりうる災害の範囲について疑義が存在する場合には、消防及び防災部局と協議のうえ、決定すること。

2. 点検対象とする施設・サービス

① 介護老人福祉施設(地域密着型を含む。) ② 介護老人保健施設 ③ 介護療養型医療施設

④ 養護老人ホーム ⑤ 軽費老人ホーム ⑥ 有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。)

⑦ 認知症対応型共同生活介護 ⑧ 小規模多機能型居宅介護

⑨ 看護小規模多機能型居宅介護 ⑩ 短期入所生活介護

⑪ 通所介護(地域密着型(療養通所介護を除く。))を含む。また、通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の通所介護以外のサービス(宿泊サービス)を含む。)

⑫ 療養通所介護

⑬ 通所リハビリテーション(介護保険法第 71 条による居宅サービスに係る第 41 条第 1 項本文の指定を受けた事業所を含む。)

⑭ 認知症対応型通所介護(認知症対応型通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の認知症対応型通所介護以外のサービス(宿泊サービス)を含む。)

3. 点検及び報告方法

点検及び報告の方法は以下のとおりとする。

1) 都道府県における点検及び報告の方法

① 都道府県は、指定権限を有する管内の介護保険施設等に対し、点検票 1(事業者用)の記入を依頼する(介護保険施設等への点検票 1 への記入依頼については、電子メールでの依頼など最も簡便な方法を採用するものとする。II の市区町村において同じ。)

② 都道府県は、管内の市区町村に対し、点検票 1 及び点検票 2(市区町村とりまとめ用)を送付し、点検票 2 の記入を依頼する。

③ 都道府県は、市区町村から点検票 2 を回収した後、点検票 3(都道府県とりまとめ用)に管内の全ての事業者の状況をとりまとめ、厚生労働省に提出する。

II) 市区町村における点検及び報告方法

① 都道府県から点検票 2 の記入を依頼された市区町村は、指定権限を有する管内の介護保険施設等に対し、点検票 1 の記入を依頼する(介護保険施設等への点検票 1 への記入依頼については、各自自治体において電子メールでの依頼など最も簡便な方法を採用するものとする。)

② 市区町村は、点検票 1 が管内の介護保険施設等から提出された後、点検票 2 にとりまとめ、都道府県に提出する。

※ 本点検については、全ての介護保険施設等が非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施が行われることを目的に、実施していただくものであり、非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の箇所数を把握するのみならず、こうした取組について未実施又は不十分であると判断した介護保険施設等に対しては、当該取組を実施するに当たり必要な指導・助言を行っていただくこと。

4. 回答期限

都道府県より厚生労働省老健局高齢者支援課へ点検票 3 の電子媒体を平成 29 年 3 月 15 日(水)までにご提出ください。

【照会先】

厚生労働省老健局

(2. の①④⑤⑥の点検、点検全般、点検票 3 の提出先について)

高齢者支援課施設係

電話:03-5253-1111(内 3927、3928)

(2. の⑦⑩の点検について)

総務課認知症施策推進室認知症施策推進係

電話:03-5253-1111(内 3975)

(2. の⑧⑩⑪の点検について)

振興課基準第2係

電話:03-5253-1111(内 3987)

(2. の②③④⑫⑬の点検について)

老人保健課企画法令係

電話:03-5253-1111(内 3948、3949)